

文教福祉常任委員会

平成21年11月13日（金曜日）

# 文教福祉常任委員会

平成21年11月13日（金曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 1 号 平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 7 号 旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 財産の取得について
- 議案第11号 工事請負契約の締結について

## 出席委員（6名）

委員長	柴田 徹也	副委員長	景山 岩三郎
委員	神子 功	委員	林 一雄
委員	向後 悦世	委員	伊藤 保

## 欠席委員（なし）

## 委員外出席者（1名）

議長 向後 和夫

## 説明のため出席した者（26名）

教育長	埴田 哲雄	環境課長	平野 修司
保険年金課長	花香 寛源	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在田 豊	高齢者福祉課長	渡辺 輝明
庶務課長	浪川 敏夫	学校教育課長	平野 一男
生涯学習課長	野口 國男	国体推進室長	高野 晃雄
その他担当職員	16名		

事務局職員出席者

事務局長 加瀬 寿一

事務局次長 石毛 健一

主任主事 飯嶋 健悟

開会 午前10時 0分

○委員長（柴田徹也） おはようございます。

お忙しい中、文教福祉常任委員会にお集りをいただきまして本当にご苦労さまでございます。

もう既に立冬を迎えておりますが、暖かい日もあれば、何かきのう辺りの寒い陽気もあるということで、非常に寒暖の差が激しくなっております。どうぞ体調にはくれぐれもご注意をいただきたいと思います。

我々の任期からしますと、本委員会が恐らく最後の委員会になろうかと思っております。議案の審査にはくれぐれも慎重に審査のほどをお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承ください。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承ください。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、報道機関及び市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 2分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、向後議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（向後和夫） おはようございます。

きのう、きょうと非常に寒い日が続いております。非常に重要な時期でございますから、風邪など引かないようにひとつお願いをしたいと思います。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託をいたしました一般会計補正予算を含む5議案について審査をしていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたしまして、簡単でございますけれども、あいさつとさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部各課を代表してごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろより多方面にわたりご指導とご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。心より御礼を申し上げます。

さて、本日は議会より付託されました5議案、議案1号中の所管事項、議案第7号、議案第8号、議案第10号、そして議案第11号についてのご審議をお願いすることになっております。質問には簡潔に答弁するように努めてまいりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。ごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いをします。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

---

#### 議案の説明、質疑

○委員長（柴田徹也） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第7号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、財産の取得について、議案第11号、工事請負契約の締結についての5議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第1号の中で社会福祉課の関係する部分について補足をしてご説明を申し上げます。

本会議におきまして、財政課長のほうから詳しく補足説明がございまして、重複となる部分があるかもしれませんが申し上げます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

補正予算書の9ページをお願いしたいと思います。

11款分担金及び負担金、1項1目2節の児童福祉費負担金332万9,000円の増でございましてけれども、これは干潟保育所の受け入れ児童数の増によります保護者の負担金の増ということでございます。

それから、続きまして、14款県支出金の2項1目3節児童福祉費県補助金177万9,000円の減でございましてけれども、これは歳出でもご説明申し上げますが、一時保育、病後児保育等の特別保育の補助基準額が改定をされましたことによりまして、県補助金を精査させていただきました。その関係で減となるものでございます。

続きまして、歳出でございまして、17ページをお願いしたいと思います。

3款民生費、3項4目保育所費、説明欄に保育所総務事務費、13節の委託料21万円でございます。これにつきましては、本年度試行ということで第三者による外部評価を公立保育所の保育サービスの向上を目指しまして中央第三と、それから、指定管理者によりまして管理をお願いしております干潟保育所、ここで第三者評価を実施したいということで、今回委託料としまして新規に計上をさせていただきました。

それから、説明欄3、保育所指定管理委託事業の118万1,000円の増でございましてけれども、これは歳入で申し上げましたように干潟保育所の児童数の増、それから、一時保育、病後児保育、特別保育をやっていただいております、その補助基準額が改定されたことによりまして、指定管理料を増額するものでございます。

それから、18ページをお願いしたいと思います。

説明欄4、一時保育事業72万円の増でございまして、これは私立のおうめい、そしてまた干潟町中央保育園で実施をしております一時保育に対します補助基準額が増額改定となったことによりまして増ということでございます。この事業につきましては県3分の2の補助ということでございます。

それから、その下の説明欄5、病児・病後児保育事業22万円の減でございまして、これは私立の鶴巻保育園で実施をしております事業でございまして、県のほうの補助基準の事業区分

そのものが、病後児型から体調不良型に変更されたことによりまして、補助基準額が変わりました関係で今回22万円減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） おはようございます。

それでは、議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決について、ご質疑を申し上げたいと思います。

まず、ただいま説明をいただきましたけれども、補正予算の説明書の中に入る前に、繰越明許費ということで、これは6ページに三つの教育関係の内容が載っております。まず、これについてご質疑を申し上げたいと思います。

この繰越明許費につきましては、平成20年度を振り返ってみますと、17事業が21年度に繰り越されたという現状がございまして、そのうち民生関係が1件、教育関係が3件、繰越明許費をされて、現在進行形のものもありますし、事業が終わっているものもあるというふうになってございます。

今回、引き続き同じ項の小学校費の矢指小改築事業、これが今回は3億9,194万2,000円ということで、これにつきましては当初予算プラス2,000万円、これは太陽光パネルという、そういったことも国の施策に基づいて当初予算プラス9月の補正をした内容というものが、そのまま繰り越されるような状況でございます。そういったことを考えますと、矢指小については20年度の繰越明許費で本年12月完成予定の設計委託料などの5,187万7,000円、これは用地取得ということで補償の交渉のために不測の事態が発生したという繰り越しをされていることと、プラス今回また繰り越されるというようなことが現在補正で組まれております。あ、繰越明許費に計上されているわけです。本来、繰越明許費というのはどうしようもないという事情によって、3月の補正でこの繰越明許費というのが出てくるというふうに私は判断しておりますけれども、その辺のことも含めて、この教育費の2に掲げてあります矢指小学校改築事業、これのことについて現在の進捗状況も含めて、なぜそういう繰越明許費をしなければいけないのかどうか、この辺のところについてお伺いをいたしたいと思います。こ

れがまず、第1点目であります。

それから、ここに載っているものは、さらに3番、4番という項がありますけれども、いずれも9月の補正で出てきたものという内容のものもあるわけですね。まず、あ、失礼しました。別件です。今のは訂正いたしますけれども、いずれにしても、当初予算で見込んだもの、新規事業としてやっていく、これからやっていきますけれども、そういった事業の中で3番、4番についても事業費がそのまま繰り越されてしまうという、そういった状況にございますので、この辺につきまして現在の経過並びになぜ繰越明許をしたのかどうか、この辺をお伺いしたいと存じます。

それでは、ただいま説明をいただきました内容も含めて、特に12月につきましては歳入歳出の見込み、そしてまた当初予算に対する年度末の見込み、こういったことに重点を置きながら質疑をさせていただきたいと思います。

ただいま課長のほうから説明をいただきました、ページ9ページの児童福祉費の負担金、これが332万9,000円ということでございまして、これについては当初373万円という、当初予算は組んでおりましたけれども、これが補正されるという説明については、干潟保育所の人員の増というふうに伺っておりますが、それでは何人これが増加を見込んでいるのかどうか。要は、当初2万1,191人ということで1年間の見込みを立てておられましたけれども、これについては増加についてどういう状況なのかどうかお伺いをいたしたい。これが一つ目です。

それから、この民生費負担金の中で、当初予算組みされておりました保育所運営費の負担金、これは過年度分であります。277万2,000円、滞納見込みということで見込まれておりましたけれども、この現状というものはどういった推移をしているのかどうか、本定例会の補正には組まれておりませんが、これについて当初277万2,000円、過年度分が入ってくるだろうというふうに見込んでいた内容について、現在の状況、また今後の見通しについてお伺いをいたしたいのが2点目であります。

次に、県支出金の関係でございしますが、これについては減額の理由をお伺いしたかったわけではありますが、これについては基準の改定ということで減額になったという説明がございました。3分の2という補助率ですけれども、具体的にどういった内容かどうか、簡単で結構ですからお伺いをいたしたいと思います。

ちょっとお待ちください。

今、県支出金の民生費補助金ということでの質問をしたわけでございますけれども、当



初予算にやはり同じような事業費の補助ということで、所管として健康管理課並びに環境課に所管されるものが各4事業ずつ組まれておりましたけれども、これは先ほど申し上げましたように歳入の増減ということ、あるいは見込みということから考えた場合に、これらの環境並びに健康管理課についてのそれぞれ各4事業、こういったことについての補助については現状でオーケーなんだよということで推移してきているのか、それとも減額するかどうかということも含めて、現状変わらないということであればそれでいいわけですが、その辺について簡単に結構ですから、この各4事業、当初予算書では28ページにそれぞれ衛生費県補助金ということがございますので、これらの関係について、内容は結構ですから、増減があったのかどうか確認したいと思います。

加えまして、ちょっと保育所の関係に戻りますけれども、児童福祉費の県補助金の中に保育対策等、これの促進事業費補助金というのがあります、そのほかにもう四つ、これが事業費の補助金というのがあります。例えば、保育対策等、あ、失礼しました。この三つですね。児童環境づくり基盤整備事業費の補助、私立保育所すこやか保育支援、これも事業費、なのはな子育て応援事業費補助金ということがありますが、これもただいま申し上げました環境課並びに健康管理課の事業という、これは変化があったのかどうか。なければ当然予算書には盛ってこられませんので、その辺の確認をお願いしたいと思います。

次に、17ページ、歳出関係でございます。

今回の補正につきましては、給与関係の人事院勧告もありましたし、そういった意味では見込まれる状態ということで、これが最終的に上がるのではないかなという判断をいたしておりますけれども、17ページの特に保育士の保育所の関係で、人数100人いるこの保育士の皆さんの状態が載っておりますが、給料で減額、職員手当でも減額、共済費が546万7,000円と、これは増加の傾向にあるわけです。全体を見ますと、この保育所の関係職員の給与費等についての共済費がちょっと突出しているのではないかなというふうに思いますけれども、この給料、職員手当等の減額の内容、簡単に結構です。それから、共済費増の理由、これも簡単をお願いしたいと思います。

続きまして、説明の2、保育所の総務事務費、これらについて説明がございましたが、新規で行うということでございます。本年度試行ということで、中央第三保育所並びに干潟保育所ということで保育サービスの向上のために評価をするような体制をとりたいという、そういった内容のお話でございました。そうしますと、これはどういったことを目的とするのかどうかということは、ただいま保育サービスの向上ということでございますけれども、

それでは、どういったことを評価するような内容を考え、実行していくのかどうか、それはどういった方々によって評価を第三者がするのかどうか、さらにこれらについては報告書というものについては、当然担当課のほうには来るとは思いますけれども、そういったことの考え方についてもあると思いますので、一連の概略につきましてももう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

それと3番目、これも説明を今いただきました。補助の関係の基準が改定したためということでございますけれども、これについても簡単で結構です。どういった改定があったのかどうか、分かりやすくちょっとご説明いただければと思います。基本的には、そういった意味では当初予算組みされました7,973万円ということについての基本は変わらないけれども、改定のために118万1,000円変わったという、そういった判断をしたいと思っておりますけれども、それで間違いないかどうかも含めてご答弁をいただきたいと思っております。

あとは結構ですね。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、繰越明許費についてのお尋ねの1点目の矢指小学校の改築事業でございますけれども、矢指小学校につきましては本年度、来年度の2か年で改築を予定しているところでございまして、本年度はその4割、来年度が6割ということで議会等でもご決定をいただいておりますけれども、学校等につきましても開発行為の許可が必要だということで、矢指小学校が本市においては初めての手続きになるわけでございます、そういったことから学校全体の敷地の調査等をしていましたところ、その中にいわゆる赤道と言われるものがございまして、その手続きといえますか、用途の変更をしなければなりませんけれども、その手続き上、利害関係人と申しまししょうか、それらの同意が必要であると、あるいは開発の許可をいただくためには隣接する者の同意も必要であるといった手続きが必要でございまして、その同意等についてご同意をいただきたくお伺いしたんですけれども、なかなかいろいろなお事情から同意が今のところちょうだいできておりません。ということもございまして、現在設計に入っているわけでございますけれども、それらの境界と申しまししょうか、同意の取得のためにちょっと時間を要するのかなということも考えて、一応本年度のものすべてに、予算すべてについて繰り越しをさせていただき、その中で工事が発注できるようになれば当然に発注をさせていただくと。本当に残ったものだけ繰

越計算書により議会の皆様には報告をさせていただくということになりますけれども、この繰り越しの手続きをしておかないと最初の契約をする時点で来年にずれ込む部分の財源がなくなるということもございまして、財源を契約できるようにずらせていただくと、そういったために繰り越しをさせていただくということで、契約ができて工事できるものについてはこの中から順次支出をさせていただくということにもなります。したがって、この額すべてが来年度の支出という考えは持っておりませんで、契約ができて工事ができた部分につきましてはお支払いをし、来年度に繰り越すべきものがあれば計算書によって議会に報告をさせていただくと、そんなこととさせていただきます。

続きまして、第一中学校の改築事業でございますけれども、これは9月の議会でご承認をいただきまして、いわゆる経済危機対策の臨時交付金等を使って有利な財源で急遽、改築しようということで屋内運動場の予算をご承認いただいたところでございますけれども、ここにつきましても現在の屋内運動場の面積よりもちょっと大きなものを造ろうということで計画をさせていただきましたけれども、そうしますと、その隣接する地主の皆さん、東側と北側になるわけでございますけれども、6名おいでになりまして、この際ですから境界をはっきり確認してから建設したほうがいいのかということで、そういった手続きにちょっと時間がかかりそうだということで、これも本年度予算のすべてについて一応は繰り越しの手続きをここでご承認をしていただきまして、契約ができて工事ができたものについては、ここから支出をさせていただいて、残るものについては来年度からと、そういったことでそれは後で計算書によりまして皆さんにご承認をいただくと、そういったことで、ですから、すべてが繰り越す予定ではなくて、できるものは今年度からも支出をしていきたいということとさせていただきます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、続きまして、同じく繰越明許費の中で社会教育費の関係につきまして、生涯学習課のほうから説明させていただきます。

大原幽学記念館の管理費でございます。4,609万5,000円の繰り越しでございます。これは記念館にエレベーターを設置する工事でございます。やはり9月の補正で国の経済危機対策事業を財源として実施をするということで、ご承認をいただいたものでございます。現在の進捗状況でございますけれども、設計業務の委託契約を11月11日に締結いたしまして、現在、設計に入っております。

それで、繰り越しの理由ということでございますけれども、施工に係ります耐震設計です

か、それと構造計算等の関係で建築確認申請が必要になります。この期間が、やはり1か月程度見なければいけないというようなことから、工期につきましてもやはり年度内に完成が一応難しくなったということで、今回繰り越しをお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、保育所の関係につきまして、順を追ってご説明を申し上げます。

まず、9ページの分担金及び負担金の保育所運営費負担金332万9,000円の増の関係で申し上げますと、これは当初延べで干潟保育所の場合に1,176人の児童数を見込んでおりましたが、今現在、延べで1,296人ということで延べ児童数120名増という、そういう見込みによりまして負担金の増ということでございます。

それから、過年度分の関係の推移ということでございますが、なかなか正直申し上げまして過年度分、現年度分の滞納部分もそうなんです、経済情勢よろしくないというようなことで、ここ2年ほどでございますが、保育料の滞納という部分が大きな課題になっておりまして、今現在、年度当初の過年度分の未納額が1,265万9,000円という、そういう状況でございました。それで10月の末の納付状況を見ますと、そのうち281万2,400円ということで、差し引き未納額が984万6,820円という、そういう状況になっております。昨年度の出納閉鎖の時期には、社会福祉課のほうで特別徴収班を5班作りまして徴収事務に当たりました。なかなかそれによりまして効果が思ったよりは出なかったんですが、引き続き課一体となりまして、さまざまな方法を用いながら滞納の部分で徴収率を少しでも上げられるように、頑張っているところでございます。

それで、その次に県補助金の関係で申し上げますが、歳入減ということでございますが、これは歳出のほうの特別請求分との関連でございまして、歳出の18ページをご覧いただきたいんですが、まず、18ページの一時保育事業の関係でございまして、これはおうめいと干潟町中央でそれぞれ一時保育、私立でやっていただいております。

それで、おうめいの場合には当初1,500人から1,800人という年間ですね、そういう基準枠の中で補助金を見込んでおりましたが、1,500人から2,100人という利用者が多いということで、プラス54万円、その部分に増額となっているところでございます。

それから、干潟町中央でございまして、これは25人から300人の範囲の中での一時保育ということでございますが、これは補助基準額そのものが27万円から45万円に18万円増

加になっておりまして、これで合わせまして72万円の増という、そういうことでございます。

それから、病後児保育でございますけれども、病後児保育の場合には、これは具体的には鶴巻保育園でございまして、先ほど補足説明の中でも申し上げましたが、病後児型から体調不良児対応型というようなことで22万円の減になりまして、これらの特別保育分を県補助金精査をさせていただいた関係、そしてまた、17ページの保育所の指定管理の中にも一時保育、病後児保育の県補助金が入っております、これがその特別分としまして、当初では干潟保育所のほうへ619万3,000円ということで補助金を見込んでいたんですが、補正後はその利用者等の関係によりまして456万円というようなことで、235万3,000円ほど減額になっております。これらの行ったり来たりの中で県補助金そのものが、ここにございますように177万9,000円の減になっているという、そういうことでございます。

それから、その他の補助金についての見込みということでございますが、これは現在のところ変更はないというふうに担当課としては見込んでいるところでございます。

それから、給与費関係でございますけれども、これらにつきましては総務の関係でございまして、我々ちょっと資料がございませんので申し訳ございません。

それから、第三者評価の関係でございます。これにつきましては、実際に委託をしまして実施をするわけでございますが、社会福祉法人等、もろもろの機関、あるわけでございますが、保育の現状、それから保護者の意向、そしてまた、保育所職員のもろもろの保育所運営に関する考え方、そういうようなものがそれぞれ調査項目と申しまししょうか、そういうところで評価を細かにされていきまして、その結果、保育所そのものがどういう状況で、どういう考え方のもとに運営されているのかということをお客観的なご判断をいただくということで、委員おっしゃられましたように報告書につきましても、これはもちろん第三者評価を実施した場合には、県のほうへもこれは報告をするようになります。そしてまた、もろもろの情報そのものを公開をしていくということをお、これを前提に考えておりますので、その方法等につきましては、今後具体的に考えていきたいということでございます。

それで、あとは一番最後に、先ほど歳入の関係で申し上げました県の特別保育分の改定の内容ということでご質問ございましたけれども、委員おっしゃられるとおりでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、当初予算の県支出金のうち環境所管分の補助金でござい

ます。

当初予算では、ページ28ページの説明欄の5、6、7、8番が環境所管分です。5、6につきましては、これは合併浄化槽の補助金でございまして、おおむねこの補助金でいくかなと思っております。合併浄化槽につきましては、最終的な県の調整が1月に決まりますので、今の形ですと、ほぼ旭市のほうは済んでおりますけれども、1月にならないと正式なあれは分かりません。ただ、ある程度の金額でこの近くの形ではいくと思っております。

それから、7番目の産業廃棄物不法投棄防止事業総合補助金、これ当初予算では99万5,000円、これは額が確定してございまして、確定通知が県のほうから来てございまして105万円ほど、7万円ほど増となっております。

8番目の地下水汚染防止対策費の補助金、これについても27万8,000円ですけれども、ほぼこの近い金額でいくと思っております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、県支出金のうちのほう、1、2、3、4番までの所管の歳入の件でご説明申し上げます。

健康増進事業補助金というのは、これは健康教育、健康相談等を行っておりますが、まだ現在実施している中で確定はしてございませんけれども、それほど変更なくでき、遂行していると考えております。

骨粗しょう症検診についても少額ですけれども、この金額で大丈夫でございます。

それと、3番目、妊婦健康診査と4番目は、なかなか、特に4番の乳幼児医療については、医療費は毎月金額が変わっておりますので、ちょっとこの辺のつかみどころがないというところがございましてけれども、一応予算の範囲内で遂行はできると思っております。ただ、これより少なくなるかどうかというのも、ちょっと医療費の関係のほうは分かりませんが、申し訳ないですけれども、今のところは現予算内で遂行できると思っております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 総務課。

○総務課主幹（齊藤 馨） それでは、神子委員から質問のありました保育所関係の職員給与費について申し上げます。

まず、これは全体を通して言えることなんですけれども、職員給与費の共済費につきましては、国民年金法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が6月に成立いたしまして、

平成21年4月から基礎年金拠出金の国庫負担分が2分の1に引き上げられ、それに伴いまして公的負担率も引き上げられました。そういうわけで、これにつきましては平成21年の4月に遡及して適用ということになりまして、不足額が生じております。

また、この保育所関係の職員の共済費が突出しているのではないかとということでございますけれども、他の予算科目においても同様に負担率が増となっております、保育所費につきましては、職員数が100人と他のところに比べますと多くなっているため、額も大きくなっております。

次に、給料、職員等についてのご質問でございますけれども、これにつきましては今回、6号議案でも案件で提出しているんですけれども、人事院勧告に基づく年末の期末・勤勉手当等の支給率の減に伴って、このような金額になっております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） どうもありがとうございました。

それでは、絞りまして再質疑をさせていただきたいと思います。

まず、繰越明許費のほうの件でございます。先ほどもご指摘いたしましたように、教育費につきましては補正も含めてそのまま繰り越しされるという、あらかじめの措置だというふうなことは、これは判断できます。そうしないと困りますのでね、これはよく分かるんです。それで、特に矢指小学校のこの改築事業については、かなり議論しましたよね。例えば、校舎の関係どうかとか、国の耐震の関係で云々とか、いろいろなことの議論をしてきた中で、また繰り越し、そうすると、行政としてはそういったことは恐らく近隣の状況とか、もちろん大原幽学についてもそうでしょうけれども、状況を踏まえて補助金をいただけるのであれば、じゃ、こうしようという目標管理というものをしなければいけない入り口の部分というのは、やはりちょっとこう考えさせられる部分があるなど。要は、補助金をもらえるからもらっちゃおうということは、これは20年の対応もありましたけれども、最近それが多いですよね。何だか知らないけれども、合併したから特例債がもらえるからもらっちゃおうとか、その後のフォローというのはいろいろなことが考えられるわけですね。起債の返還とか、あるいは利子の関係とか、ですから、確かに財源は必要かも分かりませんが、そういういろいろなそれによって問題点があるということを十分に把握しながら事業を行っていかねば、このように去年に引き続いて教育民生関係でも4件あったわけですから、また3件出てしまう、そういうようなことが出てくるのではないかなということが自分で思った

もんですから、その対応については悪いとは言いませんけれども、やはりもう少し全体的な管理をするために、入り口がやはり大事なのかなというふうに思うわけです。

したがって、矢指小学校のこの改築事業については継続事業と言われますけれども、じゃ、本当に21年、22年で終わるんですかというふうに、逆にクエスチョンしちゃうんですよ。そうすると、せっかく努力されても協力を今度はしてくれる人が協力してくれないために、今度その人を恨んじゃう。これはまずいですよね。それはどこから発生したかという、自分たちがそういう状況を十分把握しないから、そういったことが起きてしまうわけですから、その方には罪はないわけですよ。ですから、今後いろいろな事業を進める中でそういったことがあると思います。行政だけではできないこと、行政プラス関係者の方々に協力いただくなくちゃいけないこと、そういったことを含めて事務事業並びに事業の主体性を持ってやっていくということが、この補正の裏側にあることじゃないですか。その点、ご認識をちょっと確認したいと思うんです。

それから、一中につきましても補正で4億1,000万円組まれました。これについても予算がいただけたからというふうに、やはりなっちゃうわけですよ。それによって今のご説明によりますと、その隣接する地元の方が6名いると。また、これ6名出てきちゃったんですね。境界をはっきりしなくちゃいけない。これはもう学校があつた以上には、隣接する人は分かっているはずなんですよ。ですから、取り組む取り組まないにかかわらず、そういった体制を十分に整えて、よっしゃというところで補助金がプラスされれば、それが容易に実現できる。繰り越ししなくてもよくなる可能性というのはなかったんでしょうか。この辺は、やはり私は指摘をしておきたいと思います。やはり手続き上、境界が問題だからということで、また人のせいにしてしまうようなことがあったら私はいけないと思います。協力していただくわけですから、そういったことにならないような体制がなぜできなかったのかどうかということについて、あらかじめ分かっていると私は判断しておりますけれども、その補正で組んだものが繰り越しをしなくちゃいけない、そういった状況が地権者があつたということについて、これは今後も出てくる問題でしょうけれども、新しく土地を買えば地権者が必ずいる、市の行政管理でなければですね。そういったこと踏まえて、事業に対する取り組み方の基本的なことについては、やはりまずかったのかなというふうに思いますので、その点は一中については地権者が6名いたということについてはお分かりのはずですから、その点補正を組んだ状況の中ではどのように考えてきたのかどうか、この辺、基本にお伺いをいたしたいと思います。



それから、大原幽学の関係でございますが、これも補正で9月に補正がされました。エレベーターが欲しいというのは、前からこれ分かっていたんですか。要は、姿勢の問題なんですよ。あの地域一帯をどうしようかという思う中にエレベーターが絶対必要だということを考えておられれば、もうそのためにはどうしなくちゃいけないかということで、あらかじめ机の上でできるわけです。それが、補助金がついたからといって、よっしゃということが、やはり問題点が出てきちゃうわけですよ。こういった姿勢というのは、やはり行政でとるべき姿勢ではないなと私は思うんですけども、結果的に今、設計の段階に入っていて、結果的に耐震の関係、構造の関係ということで1か月ぐらいかかってしまうんで、あらかじめ繰越明許ということで今回この繰越明許費に、第2表にのっているわけですけども、そういった意味で、なぜ年度内に思いがあれば、完成させようという、先送りしないんだという、そういったことがやはり、私、一般質問でも言いましたけれども、皆さんは、職員は旭市の宝なんですよ。そういったことを真剣にとらまえて、上司がいれば上司に説得する。だから、予算下さいって、逆なんですよ。だから、予算下さいということで、あらかじめ検討したことについて予算を獲得する。国から予算来たから、ほいさという、これでは後手後手じゃないですか。そういったことも、この3件についても見受けられますし、それぞれの合併してからの状態というのは、まさにそういったことが往々にしてあるんじゃないかなというふうに感じたもんですから、先ほど委員長が申し上げられましたように、私たちの任期は12月までです。したがって、最後の補正でございますので、基本的な部分で私は議論したいと思っていますから、この点について担当課はどのようにお考えになったのかどうか。これは担当が代わったから云々ということじゃ、課長ないよ。課長ないですよ、本当に。もしも課長がまずかったなと思えば、前の人がそんなことが引き続き来たわけですから、やりたくてもできなかつたものなのかどうか、それを受けて、できれば自分が自分なりに、よっしゃ、それであればこれは解決しようという思いがなければ、また同じことをその次の人に譲っちゃうんですよ。絶対いけないことですから、そういうことでご答弁をいただきたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 一たん切りましょうか、質問は、これで答えていただきましょう。

○委員（神子 功） 基本的ですから、責めているわけじゃないですよ。その辺ひとつよろしくお願いして、委員長が休憩ということでございましたので、よろしく対応のほうをお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 一たん質問を切ったほうが分かりやすいと思うので、一問一答でやりましょう。

それでは、神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 神子委員からの繰り越し等についていろいろご指摘をちょうだいいたしました。確かにそのとおりでございまして、学校敷等の面積等があるわけですから、その境等については、本来境界をはっきりしておくということが当然のことだとは思いますが。今回、第一中学校の屋内運動場の境界につきましては、この矢指の問題が生じたので、こちらも慎重にやっつけようということから、そのようにしたわけでございまして、今後またいろいろな事業があると思えますけれども、そういった上に立ちまして進めていきたいと、そのように考えます。ありがとうございました。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、神子委員のご質問にお答えをしたいと思います。

大原幽学の記念館につきましては、もうご存じのとおりかと思えます。合併いたしましても、あそこはもう旭市の交流の拠点施設ということでとらえて今までも、またこれからも事業は推進してまいりたいと思えます。ご指摘のありました点につきましては、肝に銘じてこれから取り組んでいきたいなと思えます。

それで、エレベーターのニーズがあったのかというご質問ですけれども、ご来館いただきますと分かりますけれども、階段が急に、かなりきついというような面がございます。そういったことで、いわゆるどちらかというと高齢者の方が非常にこう多いんですね、最近。現在、顕彰展という形で12月まで実施しておりますけれども、これは新しく発見された資料も併せて展示しておりますけれども、こういった方々、こういった展示物を見学したいという方が非常に多いわけですが、特に高齢者の方が非常に多いということで、これは顕彰展に限ったことではありませんけれども、そういったことで例えばこれは実際あったことですが、また今もあることですが、かなり高齢の方が来まして、職員が肩をかして展示室まで行くというような状況がここ続いていたわけがございます。それにこう便乗したわけではありませんけれども、今回のこの経済対策でお願いをしたいということでございます。

そういったことで、ご指摘の点、十分承知いたしましたので、これからそういった形で史跡公園の全体的な計画から、どういう形でこの例えばエレベーター含めて、利用者ニーズに合ったものを造っていくのか、そういうところを十分研究をしていながら、これからの事業に取り組んでいきたいと思えますので、どうぞひとつよろしくお願いたします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 生涯学習課長ね、違うんですよ。それ言いわけじゃないですか。私が言っているのはそうじゃなくて、これまでエレベーターが必要じゃないかという議論が交わされてきたのかこないのかということなんですよ。今の答弁は大変申し訳ありませんけれども、現状見たらこうだって、そんなこと私、聞いているわけじゃないんです。要するに、補正というものはどういうものなのかということ認識してほしいんですよ。したがって、9月に補正しました。内容はエレベーターということ聞いています。非常にいいことじゃないですか。それがなぜ年度内にできないんですかということが、まず一つですよ。

それから、私が聞いているのは、補正予算組むに当たって、あらかじめあの場所に絶対エレベーターが必要だということを引き継ぎなり議論されていれば、いい補正があったなって、よっしゃというふうになるんじゃないんですか。そうすると、意見が一致するわけですよ、行政としても。そうすると、お年寄りの方々も喜ぶし、それが市民の目線に立った行政のあり方だというふうには、そこに結びつくわけです。しかし、今の課長の答弁は、そうじゃなくて今のお年寄りがこうです、こうですって、後につけているような感じがするんですよ。そういうことではないということは、私の気持ちを分かってください。そういうことなんです。

補正というものは、当初あらかじめ予定をしておいて、どうしても必要だということが国や県、あるいは市のほうで財源が不用額となるような状況もあるので、これについては検討しつづけていて、その国や県の補正があるとなれば、それをうまく使って市民のために何とかしよう。それから、自主財源が残ったんで、残りそうなので、これについては大変申し訳ないけれども、繰り越しするとか、あるいは財調に取り組むとかということじゃなくて、年度内に多少使わせてくださいと、市民の皆さん、それでよろしいですかというのが、こういう補正に表われてくるんじゃないんですか。そういうことをぜひ考えてほしいんです。

もう言いわけは、課長に今たまたまご指摘をさせてもらっていますけれども、そうじゃなくて、これ皆さんに言えることなんですよ。皆さんは宝なんだから、だから、できていなければ「できてない」とはっきり言ってくださいよ。それが大事なんです。それを何か言い回しが付け加えて言うようなことになってしまうので、最終的に市長が困り、教育長が困り、長が困るんです。そんな長が困ることはやめてくださいというのが私の本当の気持ちなんです。ですから、言いわけはいいじゃないですか、できなければできない。なぜできなかった

か。反省すればいいじゃないですか。それでできるようにすればいいじゃないですかということ、前進、前進できるように考えていただくことが、合併してよかったなとなりませんか。今、一番大事な時期なんです、そういった意味では。そういった意味で私は議論してきたつもりです。ですから、課長の思いは分かりますよ。やはり口先だけじゃ駄目。本当の気持ちで対応していただくということが、いかに市民のためになるかどうか。そこには禁物なんですよ、でたらめなんです。うそのうそは、うそなんです。うそのうそは、本当になりません。本当の本当は、まさに本当なんです。ここがやはりキーポイントじゃないかなと。そのために皆さんがいてくれるんですよ。だから、議員も議会人としてももっともっと勉強しなくちゃいけない。私も十分反省しています。それはこれから出てくる方々、新人の方々、それから、現職の方々についてやはり一生懸命頑張ってもらおう。それが課せられた任務でしょうから、それぞれの立場で、できる人ができるときにできるだけのことをやってあげ、後にいかないんです。そういったことをご指摘申し上げまして、これは答弁いりませんから。

そういったことで、繰越明許費については、ちょっとやや多過ぎると、合併になってからですね。そういったことで新しい教育長もおられますので、事業推進に当たっては通年の予算というもの、補助というもの、それから、一般財源というものの扱いの仕方、こういったものについて十分市民のためになるような活用の仕方の前段を考えていただきたいということで、庶務課長ね、地権者のことについては、これこれからも出てくることでしょうから、あらかじめ十分調査をして、しかも、一中のことについては矢指小があったからという、そういったことで取り組まれていることですから、非常にいいことですよ。そういったことを前倒し、前倒しでやっていただくことがいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、保育所の関係もありますけれども、これは私の思いはそこだもんですから、ぜひ思いを酌んでいただいて、あとは質問しませんので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（柴田徹也） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時15分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

神子委員。

○委員（神子 功） 先ほど、繰越明許費についての議論、そしてまた、保育所関係の歳入歳出についての質疑をさせてもらいましたが、終わるつもりでしたけれども、せっかく教育長が新しく着任されたもんですから、今の状況を踏まえて何かご見解がございましたら、ぜひ伺いたいと思います。大変恐縮でございますけれども、その辺ひとつお願いしたいのが一つと。

もう一つ、歳出のほうで保育所に係る件の新しい事業ということでの補正が組まれておりますが、保育所総務事務費の21万円、額は少ないわけですが、これは考えようによっては、よくもとれるし、悪くもとれる。要は本会議でも議論をしてきたわけですが、そこにいる方々がいいこと、悪いこと分からなくて、第三者機関によって指摘されたってできないですよ。裏を返すと、中にいる方々が子どもと接触しているわけです。運営しているわけです。一番よく分かるんですよ。ですから、ここをこうしたいなというのがあれば、一人の意見が一人の意見でないように会議をしながら変えていく。これ容易ですよ。ところが、人から言われたことを、思っていたにもかかわらず人から言われちゃうと人間の心理ってどうですか。嫌な気持ちしますよね。そういったことが、この第三者機関を設置することによって、第三者機関は自己満足にならないか。ただ、指摘すればいいというだけに終わらないか。今度は実際に日々努力されている方々の職員のことを考えると、一生懸命やっている気持ちがどこかに行っちゃうんじゃないか。指摘するならしてくださいよというようなことになったらまずいなというのが、頭をよぎるわけなんです。

ですから、基本的にはこういったことを置かないで、もっと本質をとらまえて今の事業をどうしたらいいのか、あるいは問題点をもっと上げていこうよ。そこで上げたら自分の仕事がよくなるわけですから、経費も少なくても済むこともあるでしょうし、それは上司の人が「よくやってくれましたね」ご褒美を与えればいいんじゃないですか。そのために行政改革アクションプランというのがあったんじゃないんですか、ということを私は思います。ですから、21万円というのは単独でこれからやっていくのか、補助金があったものなのか、その辺のところも含めてお願いしたいと思っておりますけれども、結果的にこれは無用の長物になってしまうのではないかなという私、懸念します、正直。もっと内部的にやるべきことがあるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。基本的なことについて担当課長より伺いたします。

以上、2点お願いします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（茅田哲雄） それでは、お答えします。

神子委員のご指摘の件につきましては、少なからずあったのかなというふうに思って、私もそれを今、教育長という立場になりまして、その責任を感じているところであります。いろいろ事情はあったとは思いますが、そういうようにまずは感じておりますので、そしてまた、今回いろいろご指導をいただきました、神子委員の熱き思いといいますか、そういうものを我々職員一同本当に真摯に受け止め、これからの事業の執行につきましては、それを生かしていきたいというふうに思っておりますので、これからもよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、第三者評価の委託料の関係でございますが、今、委員からお話しございましたように、第三者評価そのものについて、これはプラスの面、マイナスの面、いろいろと現場においては考え方の問題として出てくるということも我々十分想定をした上での第三者評価というようなことで、こういう補正によりまして新規でこういう委託をやってみようということの始まりといいたいまいしょうか、考え方とすれば、本庁のほうにおきましては人事考課そのものが試行という形で現在始まっております。現場においては人事考課そのものは、まだそこまで至ってないわけですので、組織そのものとして人云々というよりか、保育所という一つの事業体というような考え方の中で、実際に我々十分把握しているつもりなんです、なかなかすべてにおいて我々の判断だけでそれが100%いいのかどうかということについては、疑問のある部分もございますので、試行という形で今回、第三者によります事業所そのものの評価をさせていただいて、そしてその直していくべき点等、それにつきましては十分その結果を踏まえて事業所の中で協議を重ね、また我々もそういう中に入り、十分保育士をはじめ、現場で働く人たちの気構えといいたいまいしょうか、そういうことがなえないような、前向きにとらえられるような、そういう形での結果の取りまとめ、そしてまた、結果の対応という部分では考えていきたいというふうに考えております。

そしてまた、補助金につきましては、これはございません。市の単独の事業として実施をするということでございます。あくまでも今回試行という形で一度やってみて、その結果、

効果があまり期待できないというようなことであれば、あえて次にそれをつなげるということとは考えておりません。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） その前に、福祉課長に申し上げます。

先ほど神子委員の最初の質問に、その評価はどんな人たちにやってもらうのかという質問があったと思うんですが、答弁漏れだと思います。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 申し訳ございませんでした。

保育所そのものにつきまして評価をいただく方々につきましては、まだこれはどういう部分から、どう入るといふ仮定的なお話ではございませんけれども、保育行政そのものを総合的にとらえられる学識経験豊かな方、例えば大学の先生が適当なのかどうなのか、その辺は今後の詰めになると思いますが、そういう方々と、それから、現場そのものに精通されている現場上りのそういう経験をなされている方、そしてまた法人等、そういう経営の全体的な部分を見れる方、そういうような方々に入っていただいて評価をしていただくような、そういう委託の契約としたいと思います。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） これは考え方が分かれるところですよ。試行的にやってみたいというお話はよく分かります。じゃ、何のためにということを考えたときに保育所の所長以下、保育所の皆さんは子どもたちのために何とかしようと思っているわけです。保護者も何とか、ある人は面倒見てください、ある人はお願いします。言い方は違いますけれども、要するに働く方々の家庭に対してサポートする役目をこういう人たちに担っていただきたいという気持ち。じゃ、そこにいる後援会の役員ははじめ後援会の方々というのは全部の方ですよ。これも子どものために何とかお願いしたい。行政の長は一応は社会福祉課長が全体の長ですね。担当者もおります。そうすると、そこの中であるべき姿というのは出てきませんか。

というのは、今どういう方々ということでお伺いしましたら、大学の学識者、それから、現場の経験がある方、それから、法人で経営されている方、それぞれ思いがあるけれども、評論家的な部分になりかねないと思いますよね。ですから、旭市の保育所はどういうふうにするんだ。お子さんをどのように扱って、どうするんだ。責任持って小学校まで送るのにどうしたらいいのかどうか。幼保一元化がいいのか、保育だけがいいのか、幼児はまた別なの

か、教育別なのか、そういったことの議論は中であって、それによって保育所はこうしたいというのがあれば、私はこういった機関はある意味では持たなくても十分に今の体制でできる。それが行政改革じゃないかなと私、思うんですよ。

それで、一般質問でも申し上げましたけれども、今年の3月に、総合計画があるじゃないですか。なぜそれをやろうとしないで、なぜ直接こういう補正で評価をするようなことを見つけて評価をしてくれというような試行をするようなことを考えてしまうんでしょうか。私、ご指摘申し上げました。子どもには情緒豊かな子どもになってほしいというのは親の願いでもあり、国の宝としては責任持って自治体がそういったふうにしていこうということが今、国の中では議論されていますよね。まさに旭市は旭一つなんです。だから、いいことは県や国に発信できるようにするということから考えると、いろいろな人が協力して第三者機関を置かないでも十分にできるような状況というのはとれませんかね。というのが私と分かるところです。ですから、補正予算組まれてますけれども、その辺も十分踏まえて、置くのであれば間違いがない置き方をしてもらおう。それで駄目であれば、こういう理由でやめましたとはっきり言えるようにしないと、この補正は無駄になっちゃいますという私は思いますけれども、その点は課長はいかがですか。何でこういったのが出てきたのかどうか、本当にもう少し発想がみんなから盛り上がったのかどうか、それともやれと言われて指示でやるのかどうか、その辺どうなんですか。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） これは上からの命令で云々というそういうことではございません。課の中で現在市内に21の保育所ありまして、民間と公立とそれぞれあるわけですし、公立の割合が旭市の場合には非常に高いと、そういうような状況でございまして、たまたま20年度から干潟保育所の指定管理というようなものも実施をさせていただいているところでございます。それで、干潟保育所につきましても昨年は保護者の皆様のアンケート等をいただいて、その結果に基づいてどういう状況なのかなということ、その指定管理そのものの概要的なものとのとらえ方という部分はさせていただいたつもりでございまして。そしてまた、そういう部分を受けてよりよい今、委員おっしゃられますように子どもたちのために、よりよい保育サービスを提供していけるか、そういうようなところも十分私も踏まえた中で、一度外からのそういうような判断というものも試行的ではございますけれども、やっていく必要が全くないとは言えないだろうというようなことで、今回させていただいたものでございます。あくまでも子どもたちの保育サービスということを提供する公立の保育所のあり方というよ



うなものは、その趣旨でございまして、人云々というようなことではございませんで、あくまでもいいシステムをつくっていくための一つの材料というふうに私どもは考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 最後の委員会なものですから、課長にも本当にここね、さかのぼってこう考えていただくといいんですが、総合計画というのはあれはどうして作られたか分かりますよね。その中には市民の声もアンケートとして入ってますよね。それから、学識者も入ってますよね。当然、一番最後まとめるのは総合計画の審議会なるものがまとめてやっています。あの中には議会議員の考え方も入ってますよね。ということは、取りあえずは旭市のニーズに合ったものだというふうに判断はしてもよろしいかと思うんです。その中でせっかく前期計画したものができていますかいませんか、自分で検証してみてください。その中に今この21万円の予算がたまたま出ましたけれども、こういったことを内部でやってきたかと。要は保育士の方々が提案持っている、心の中に、それが出せないような状況にはありませんか、翻って考える。出せる体質がありますかということ吸い上げるのは、所長かも分かりません。あるいは福祉課長かも分かりません。あるいは気がついた人が提案しなければいけないかも分かりません。でも、そういったことが埋もれている中で、仮にですよ、埋もれている中で第三者機関を作って同じような指摘があった場合に、その方はどう思いますか。言えない体質、言えていればきっとこれはないんじゃないですか、第三者機関のはたから見ても残っている。それはそういった本質をいま一度これから新市長になって、それから、後期の総合計画も立てなくちゃいけないわけです、基本計画をね。そういった中で行政改革アクションプランも当然やらなくちゃいけないという中で、試行ということですけども、もう少し議論して、不用額でもいいじゃないですか。載せたけれども、もう1回議論しましょうって、その不用額の中になったらきっとそれはいい形で残るからよくなりますよ、必要ないということが分かれば。そういったことの議論をぜひ庁内でしていただきたいと、これは要望でございます。よろしく申し上げます。答弁はおりません。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） ただいまの神子委員の質疑に対しまして庶務課長の説明において、繰越明許費の予算の中で小学校費、中学校費、社会教育費の説明に対しまして調査不足やいろいろな問題点が浮き彫りになってきてまして、自分もこれでは飯岡中の建設につきましてもいろ

いろな問題が今後生じてくるんじゃないかなと感じまして、自分もお尋ねしたい点、何点かお尋ねしたいと思います。

最初に、飯岡中が15年度に設計がなされて何の説明もないまま移転建設になったのはどういうわけか、また、市長にそういう部分の経緯をどういうふうに説明されたかお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員に申し上げます。

飯岡中学校の建設の話は直接は関係していませんが、この議案には。それは最後に回していただけますか。

（「はい」の声あり）

○委員長（柴田徹也） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、議案第7号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は本会議でも補足説明を申し上げているところですが、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、高齢者の金銭的な負担を軽減するべく、未納保険料に対する延滞金の割合を一定期間軽減することについて所要の改正を行うものであります。

それでは、改正内容をご説明いたします。

お手元の新旧対照表、6ページにあります後期高齢者医療に関する条例をご覧ください。

表中、下線が引かれている部分、第5条の4行目のところだと思います。が今回改正されることとなります。

内容としましては、納付期限を過ぎた保険料に対しまして、これまで1か月間に限り延滞金の額を通常の利率の半分以下の利率で積算していたわけでございます。その期間が来年の1月1日からは2か月間延ばして3か月間にするというものであります。

なお、それに伴う今後の影響額、これはちょっと例、例えばの話ですけれども、年間の保険料が50万円、つまり賦課額、保険料が最高額、最高限度に達している方を例にとって積算しますと、今は1月1日から途中でございますので、平成22年度において年度末まで、いわ

ゆる1年間丸々滞納されたと仮定した場合には、改正前で試算した場合の延滞金の合計は2万1,300円、改正後で試算した場合の延滞金の合計は1万4,300円と約7,000円程度が軽減されるということになります。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 1点だけお伺いいたします。

ご説明どうもありがとうございました。今の軽減がどれだけできるかという具体的な事例とございますか、あげてお話しをいただきましたが、現在この後期高齢者の医療費に関する関係で該当になっている方がおりますけれども、現在旭市においては未納滞納というような状況は、どのような状況を推移しているのかどうか。これによって助かるというか軽減できますので、多少はそういった意味では身が軽くなるという思いがありますけれども、その辺の推移についてお分かりでしたらお願いをしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 後期高齢者医療のこの保険料につきましては、平成20年度からというのはご承知のことと思います。それで、平成20年度の歳入において延滞金として徴収した額については全部で6万7,000円でございます。これがもし今回の利率の軽減が20年度の当初から開始されたといたしますと、試算しますと全体で8,000円程度、いわゆる減収とございますか、軽減されるというような形になろうかと思えます。

平成21年度については、実はまだ途中でございまして、現在のところの状況を申し上げますと、未納金額は約524万8,000円ほどあります、実際のところ。これが今回改正になりますのは1月1日ですから、全部で8期あるうちのいわゆる納付期限としましては7期と8期分が該当になろうかと、今後のこととなりますので、ちょっと積算的には今、ちょっと何とも申し上げられないというところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、高齢者福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○**高齢者福祉課長（渡辺輝明）** それでは、介護保険条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

条文につきましては本会議でご説明いたしましたので、延滞金が生じるケースにつきましてご説明いたしたいと思います。

条件といたしましては、1期に納付する保険料が4,000円を超える場合、これで2年間程度あった場合について延滞金が1,000円を超え、保険料と合わせて延滞金を納付していただくという形になります。

それで、具体的にはということになりますと、延滞金を納付していただくケースは非常に限られるのではないかなというように考えております。と申しますのは、介護保険料の納付方法としまして、年金から介護保険料を納付していただく特別徴収の収納率が91%を超えるとともに、市の窓口、あるいは金融機関等で納付していただきます普通徴収を加えますと98%弱になります。このほか納期限後に分納で納付されている被保険者の方、所得金額が少なく保険料率が第1段階から第3段階までの未納者の方、この方の場合、1期の納付する保険料が4,000円未満のため、2年間仮に未納であったとしても延滞金が1,000円に満たず、納付する延滞金はかかりません。こういうことを考えますと、該当するケースは非常に少ないと考えております。

以上でございます。

○**委員長（柴田徹也）** 高齢者福祉課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○**委員長（柴田徹也）** 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、学校教育課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○**学校教育課長（平野一男）** それでは、お手元に配布をさせていただきました議案第10号に係る資料について補足説明を申し上げます。

本事業は、第二・第三給食センターの老朽化と同一の給食を児童・生徒に供するために、

合併後の新市のまちづくりを進めるための最も基本的となる総合計画に位置づけられた事業であります。

資料の1枚目は、旭市学校給食センター統合改築事業に係る土地買収調書であります。過日の議案質疑でも申し上げましたが、地権者は3名、買収する土地は6筆、面積は5,174平方メートルであります。買収単価は1平方メートル当たり4,000円で、合計金額は2,069万6,000円であります。

なお、買収単価につきましては、海上中学校用地の買収単価と同じ価格でございます。

資料2枚目は、新給食センターの建設予定地を示したものでございます。この場所を今回買収するものでございます。

以上で配布資料の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 一雄） それでは、質疑をさせていただきます。

本会議場での質疑でお伺いしましたけれども、ちょっと聞き足らなかったことがありますので、重複しない程度に質疑をさせていただきます。

建設委員会を立ち上げて、その建設委員会に基づきましてこの高生のここに選定をされたということであります。それで私は海上中学校跡地はどうなんだということをお伺いしましたら、意見に出まして、そこは住宅地の中であるから候補地に選ばれなかったという話をお聞きしました。そうなれば、私はその理由は騒音とか、または排水とか、そういったのがネックかなとこう思うんですけれども、その点についてお伺いをさせていただきます。

それともう1点なんですけれども、その建設委員会というのは第二・第三の小・中学校の学区内だと思いますけれども、総勢何名の方が建設委員会で、各町から何名ずつ出ているのか、またできれば名前を提示してくれればありがたいなと思っていますけれども、その2点についてお伺いをさせていただきます。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、お答えをさせていただきたいと存じます。

まず、海上中跡地の件で私、本会議のほうでは住宅地というような話で説明をさせていただきました。委員ご指摘のように騒音、悪臭等々のこともございまして、また給食センター

が工場の扱いになるというような、食品工場の扱いになるというようなことからふさわしくないのではないかと、そのような意見が出ました。それによって、それから、現第一給食センターで同様の問題を長きにわたって解決に、住民の方とそういった問題についてこう抱えながら解決に向けて取り組んできたという経過もあったというようなお話を伺ったというふうに聞いております。

続いて、建設検討委員会でございますが、建設委員会ではなくて建設検討委員会という名称でございます。申し訳ありません。

建設検討委員会の委員でございますが、これは町関係者の各関係各課の主幹クラス9名で構成をして、法令等の規則や周辺の環境、それから、衛生、食品の配送時間、電気・水道・排水路の確保等、多方面から検討し、この海上中の北側を最適地として選定したものでございます。現在は事によると部署が違うのかもしれませんが、その所属につきましては学校教育課の課長をはじめ、企画課、財政課、環境課、農水産課、建設課、都市整備課、庶務課、商工観光課の各主幹にお集りいただいて検討を進めてまいったということでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） それでは、再質疑をさせていただきます。

初めの跡地の件なんですけれども、騒音と悪臭ということが今、言われました。騒音、今、空き地です。空き地で何も使われておりません。ですから、それは建物を建てれば多少モーターの騒音とか、それは出ますけれども、昔学校の跡地なんですから、350名ほどの生徒が通っていたわけです。学校教育長は教員でもございます。ですから、そういった学校の騒音というのも随分聞いていると思うんです。それと比較して、今、休遊地ですから、散歩ぐらいしか使われていませんから騒音は全然ゼロなんですけれども、その旧学校のときの騒音と今回この給食センターができた場合の騒音ですか、それはどうなのか、そういった感じがするわけでございます。

それと、悪臭の件なんですけれども、第一給食センター、要するに青年の家でございますけれども、今の給食センターは悪臭は出ませんと私は思っております。その2点につきまして、再度お答えをお願いをいたします。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） まず、学校の跡地であるということでのご質問で、先ほど申し上げましたが、騒音そのものをこのぐらいのレベルだろうというような想定は残念ながらし

ていたとは伺っておりません。ただ、海上中の旧跡地につきましては、今後都市計画区域の見直しの中にも入ってくるのではないかと、そういう見通しもあったようでございます。つまり住居地域という指定は今ないわけでございますが、工場扱いとなる給食センターを建設するのは好ましくないであろうと、こういった意見が出たことが事実でございます。そういった点から学校の空き地、十分な広さがあるわけでございますが、周りにたくさんの住居がある中で、そこに工場扱いとなる給食センターを建てずに他の場所であったほうがよいだろうと、そのような結論に達したと、このように伺っております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） 分かったような分かんないような、私はこの質疑は議案質疑のときにも申しましたけれども、やはりあその場所、今、目的も何もなく、この間の市長の答弁では、今、何も考えていないということでありますから、更地で置いとくという私は解釈しております。そういったあの場所、それは住宅の中かもしれませんけれども、今までお聞きしましたけれども、私は市有地の有効利用ということでぜひああいった使われない土地、これからもまだ目的がない土地があるんですから、今の給食センターと距離的にも300メートルか400メートルの所であるし、この用地取得する所でも直線距離にしたら五・六百メートルの所で、距離的にも私は問題はないと思っている一人でございます。その点についてお伺いをいたします。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 先ほど来、給食センター用地の選定について説明を申し上げたところでありますが、これにつきましては本年2月に、16日でしょうか、市議会の全員協議会の中でご説明をさせていただいております。そして、その後の議会の中で一般質問として、この新センターの建設用地の選定と経過についてということでご質問をいただき、回答をさせていただいたりというようなことがございました。その後、予算を決定していただいたという経過があったものですから、粛々この用地取得に向けて準備を進めてきたという経過を私どもはこう、そのような経過というふうに考えているところでございます。どうぞこの辺りについてはご理解を賜りたいなど、このように考えます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 海上中が何か候補地にならなかった理由についてお尋ねします。

1点目は騒音、2点目は悪臭で、3点目は給食センターは工場扱いになると。この騒音については調査はなしと。悪臭は調査されましたか、それについて1点お尋ねします。

それと、将来住居地になると、そういうような説明でしたが、旭市は今現在約500名近くの人口が減り続けています。そこら辺はどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

それと、給食センターが工場の格付になるというご説明ですが、それは工場にも恐らくいろいろなランクがあると思いますが、どの程度のランクの工場扱いなのかご説明いただきたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） まず、海上中跡地はまず候補地になったことは間違いございません。併せて検討させていただいたわけでございます。申し訳ありません。説明が不足ございました。

騒音、悪臭ということで、まず悪臭についての調査についてでございますが、これはしておりません。

工場扱いにというお話をさせていただいた中で、近隣が宅地の中でということ先ほどお話をさせていただいた部分もあろうかと思えますけれども、現在、海上中の近隣の用地がいわゆる住居の設定をとというようなことで決まっているわけではないというふうに認識しております。ただ、住居に隣接した地域というようなことで、そこに大きな施設として給食センターを建てるのはいかがであろうかと、そういうようなご意見をちょうだいした部分もございます。先ほど申し上げましたように、第一給食センターの部分でちょっとそういった苦情等を何年かにわたってこう解決に向けて苦慮したという、または市民の方に大変ご迷惑をおかけしたと、そういった経過もありまして、なるべくそういったものを排除した部分で用地選定をしていこうと、そういう意見があったというふうに伺っております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 旧給食センターの土地は全く何かもう、ほとんど住宅地と密着している状態、それとあと、曲がり角が非常に狭いというようなことから何かもうちょっと下がってもらえないかというような意見があったというような部分を聞いていますが、その他の意見



は苦情等、自分はあまり耳にしたことがありませんでしたが、もっと具体的にお示しいただければありがたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 私申し上げましたのは、第一給食センターの件で先ほどお答えをさせていただきました。その件でよろしゅうございますでしょうか。

（「はい」の声あり）

○学校教育課長（平野一男） 第一給食センターのほうで地域の住民から、いわゆる低周波の騒音といってもこう耳に聞こえる聞こえないという部分はあるかと思いますが、そういったような苦情が寄せられて、過去にキュービクル、いわゆる変電施設、これを囲って音が漏れないようにしていったというような報告、さらには排水施設の配電盤、この位置を移動したという報告も受けております。また近年においては、同じ住民の方からにおいがすると、そういったご指摘を受けていろいろこう点検をさせていただいたと、そういった経過があったと、そういう報告を受けております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 今の海上中跡地はかなり広いんで、そういう部分は建てる位置とか何かこうちょっと工夫しただけで問題解消できなかったのかな、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 繰り返しの答弁で大変恐縮でございます。先ほど申し上げましたように、住宅地に、確かに学校の用地広うございます。ただ近隣が住宅地が大変こう多くなっていると、そういう現状がございまして、そういった中に工場の取り扱いとなる食品製造工場という扱いになりますので、そういった建設確認をとって建設することはできるんでしょうけれども、近隣の住民からの苦情を受けることを考慮していかなければならないだろうと、そういうような意見が出たこと等によって、いわゆる用途指定のない地域とはなっているわけですが、住宅の多い地域となっているというようなことから市がそういった場所に食品製造工場の取り扱いとなる給食センターを建てることは好ましくないのではないかと、そういった意見も寄せられたというふうに伺っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 議案の審査の途中でありますので、昼食のため13時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 2分

再開 午後 1時 0分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

向後委員。

○委員（向後悦世） ただいま先ほど担当課からの説明によりますと、騒音は調査ないとか、何かこういろいろな説明の中で、もうちょっと調査よくしてから移転にせよ建設計画こう立てたほうがよかったなという部分ちょっとありますので、今後いろいろな事業展開していく中で、よく調査や何かをこうしっかりとさせていただいて進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） ご指導いただきました点、しっかりと受け止めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑は。

神子委員。

○委員（神子 功） 午前中に引き続いて午後から大変ご苦労さまでございます。

今、第10号の財産取得についての質疑が交わされているわけですが、これでいこうということで今回議案として出てきたわけでございますけれども、この中に、今、質疑・答弁という中に第一給食センターということが騒音の関係で云々という、そういった説明がございました。

当時、私ももちろん旧旭市の議員としておりましたので、いきさつはよく分かっています。第一保育所があそこに移設をしたということについては、もともと旧海匝支庁の入り口の右側に、いわゆる入り口の右側、要するに東側に、現在は卓球場として利用されておりますけれども、ここにセンターがあった。手狭なものですから、どうしようかという検討をしてきた結果、やはり温かいものは温かく子どもたちに食べさせようと。したがって、土地はあっても僻地ではいけない。やはり中心市街地から、中心から放射線状に行くのがベターではないか。そのためには今、空いている土地としては青年の家の用地、そこをある程度拡幅しな

がらやったほうがいいんじゃないかという結論に基づいて、あそこに設置をしたという経過が一つあります。

その経過の中で、下水道問題をどうしようかなど。あそこは排水がないもんですから、これどうしようかなという問題と、騒音の問題については全くなかった問題だったんですね。ところが、設置を終わった後に民家がすぐ近いもんですから、寝静まったときに目に見えない、耳にだけしか聞こえない、しかも、低周波というそういったことが毎日のように何だか原因が分からないけれども、給食センターを設置したことによってそれが出てきてしまった。何だろうかということで当時の給食センターの担当者は毎日のように困り果てて、どうしたらいいんだろうかということで夜、騒音計を持ちながら、そのいわゆる先ほども議論がありますけれども、その食を作る、いわゆる工場としての騒音は何デシベルが適当なのか、これ以上超えた場合にはどうなのかということ、県を交えて調査をした結果、何と申しますか、原因が判明して、これではないかなということから対応したのが、先ほど学校教育課長から答弁があった囲いとか、そういうようなことで非常に難儀をして、その中心地に置こうということから問題があったということは周知の事実なんです。これは我々議員も含めて、特に議員をなされていなかったときのことを考えますと、ぜひ委員長はじめ、委員の皆さんにはぜひそれをまず知っておいていただきたいなという、私からもお願いしたいと思うんです。

そこで、私が今から申し上げたいことは、議員との委員会でやりとりがあります。基本的な線がどうも忘れていないかなというふうに思っているんですよ。というのは、ここに議案として出てきます。これを中心的に検討した方々については、先ほど学校教育課長が言われました、学校教育関係の方も含めて各主幹の方々がその委員のメンバーである建設検討委員会なるものが庁舎の中で作られたということですから、当然法的な中で市長の諮問か、あるいは教育長の諮問か分かりませんが、その中で議論をした経過というのは議事録がありますよね。そのあるかないかということがまず一つと、あればそういった意味では正直にありますよ、こんな議論をしましたよということであれば話が分かるんですよ。ところが、議員もそれが分からないために、どうも何かおかしいんじゃないか、おかしいんじゃないかなという追及型の話になってしまうんです。これはいけないことだと私は思うんですね。ですから、あるものはこういう経過でこうなりましたからということを書いていただければ、じゃ、今回はそれでいいけれども、後々、後にですね、終わった後にでもいいから協議会を開いて、その内容を見せてくれませんか、あるいは配ることはできますかという段階になると思います。これがやはり開かれた行政ではないかなというふうに私は思いますの

で、議事録が当然あると思いますので、それがどうなのかということ、まずあったかなかったか。あるかないか。それによって今、答弁をいただいていると思えば、それはそれでいいんじゃないですか。

そこでさらに一つ、その今、冒頭に申し上げました第一給食センターの騒音の問題については大変ご努力したんですよ、職員の方々も毎日寝れませんでしたという話も私、聞いています。本当にご苦労されたんです。それが生かされなければいけないではないかと私、思うんです。ですから、海上中の跡地の問題にしても、学校教育課長、ここを聞いてくださいよ。検討した内容というのは、例えばですよ。運動場の敷地がいっぱいあったと、これを民家に寄せたら、そういった問題があります。しかし、寄せて平米数が分かれば、残りの面積についてどうしますかという、その全体的な状態を考えていかないと有効利用にならないじゃないですか。要するに中途半端で終わってしまう。だから、あそこは騒音問題と有効利用という観点から、あそこは候補地に挙がっていたけれども、まずいいんじゃないかなということが議事録に書いてあってほしいんですよ。そうすれば納得できるじゃないですか。何か変に勘ぐってはいけないということもあったもんですから、その点がどうであったのかどうか、そのところをちょっと説明していただければ大変ありがたいということで、議事録の問題と、議事録の中の騒音という問題、それから、海上中学校の用地をどう有効利用するかということに対しての給食センターの位置づけについてどんな議論があったかということを書いていただければ、十分理解できる内容だと私は思います。

さらにもう一つ、この土地を確保したいということで今回10号議案で出ておりますけれども、将来的に今、第一給食センターがありますし、今度ここはきっと第二になると思いますね。そうすると、将来的に人口が減ということで少子化になってくるおそれというのは、これは予想がつきますよね。そうすると、このせつかく今、恐らくアッパーで考えていると思うんですね。例えば向こう何か年で、今現在これだけ、最高これだけ、将来を見込んで造るというふうにならなければおかしいわけですから、それを見込んでいます。じゃ、あそこが将来さらに第一センターが老朽化したときにどうするんだということについては、考え方をもちですかというのが一つです。

それから、これは要望しておきますけれども、もう一つは、仮に、仮にですよ、仮に食中毒が第一センターであった場合には、これから造られる所である程度賄い切れるのかどうかということも、ある意味では考えておいたほうが私はいいと思います。これは山形県の給食の発祥地と言われている鶴岡市にずっと前に行ったことがあるんですけども、あそこは同

じ場所で、同じ形のしたもののフロアを造って、片一方が食中毒に仮にあった、食材を使ってあった場合には、もう片一方でセンターとして賄い切れるような状況を考えてきた。それによって助かった事例も私、視察に行ってみてきています。したがって、万が一のことを考えたときに、人口が減っていくでしょうけれども、あそこで耐えられるような状況というようなものも頭に入れながらこれから検討していただくと、さらによくならないかなと思いますので、その点いかがでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） まず、建設検討委員会の議事録の件でございますが、5回とも議事録をきちっとしてございますので、その中での話として今ちょっとご答弁を申し上げたいと存じます。

申し訳ありません。第一給食センターの先ほどいただきました騒音等の問題については、やはりこの議事録の中にも記載をされておりまして、そのような観点からということでやはり近隣の住民に迷惑をかけてはいけないというような観点からの配慮で、海上中の跡地ですか、これは宅地に隣接している。広さの観点からの細かな検討結果については、少しく読み込んでみたんですが、ちょっとそこには大きく触れている内容ではございませんでした。

それから、したがって、有効利用という観点については、先日、一般質問の中で市長が答弁をされている内容でもあろうかなと思いますので、そちらのほうのお話でできるかと思えます。

それから、人口減とともに第一給食センターと第二給食センターがお互いに補完し合えるかというお話であろうかと思えます。現在計画をしております新給食センターは3,000食に対応できるということの一つ念頭に置きながら計画を進めさせていただいております。その食数は現在、第二・第三給食センターの食数で約2,700食弱という規模でございますが、完全に補完し合えるかというのと、第一給食センターが仮にもし事故等あったときには完全に補完し合えるというような規模ではございません。この第二給食センター、新たに造る給食センターが同様の場合にも、つまり第一給食センターで確実に補完できるかということとそうではないということになります。そういった事故がないように気をつけてまいりたいと、このように考えます。

第一給食センターが老朽化した場合の問題については、まだ現在議論を尽くしているわけではございませんし、またその議論を進めているわけでもございません。平成12年4月に竣工

しました関係から、少しずつ手を入れなくちゃいけない部分もあるわけでございますが、そういったところに十分にこうメンテナンスをしながら大事に使ってまいりたい、このように考えるところでございます。

以上であるかなと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。

学校教育課長ね、その本会議でも申し上げておりますけれども、職員の方々はやはり4月に替わる要素というのは多いですよ、当然。何年かやられて、また違った所に行かれるという、これはもう常でしょうがないんですよ。ですから、そういった意味でやはり議論したことについては、はっきりと出せるようにしていただければ、それによって議論ができるわけです。これは学校教育課長のみならず同じことが言えるわけで、しかも、新市長は今度は検討委員会、検討委員会って、検討委員会を何かいっぱい作られるような、そういった感じを受けますので、これは先ほども申し上げましたけれども、安易な検討委員会というのはどうなのかなと私は個人的には思っていますけれども、その中でもやはり議論したことについてはちゃんと議事録が残るわけです。それを基本に話をしていただくと、本当に我々も分かりやすい。説明もいただける。うそもなくそれはできるということですから、そういったことについてはこれからもぜひ肝に銘じていただいて、ほかのきょう、職員の方もおりますけれども、そういったことでやっていただければいいと思うんですけれども、その議事録については閲覧というよりも、差し支えなければ委員長にお願いして配布することができますかというのが一つです。

それから、もう一つは、ちょっと検討が足らなかったというふうに思うんですね。というのは、せっかく候補に挙げておきながら、騒音だけのみに固執して有効利用を考えていないという、ここにも問題が私、あるんじゃないかと思うんです。結論だけを議事録に残したのか、それは分かりませんが、いわゆる多方面から議論して、したがって、この場所は適正ではないという結論を出さなければ、今回の議案の10号については出てきたらまずいですよね、と私は認識しています。しかし、個人的に考えますと騒音の問題というのは本当に大変な問題ですから、あそこの場所にあってもいいかどうかと考えると、私はいけないのではないかと。しかも、有効的な利用を考えたほうが、よりベターではないかなと考えている一人ですから、そういったことを頭に置きながらぜひこれから別のことも含めて検討いただければいい。ただ、議論は足らなかったなと私はそういうふうに思います。議事録の関係だ

けをお願いします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） お話をいただいた内容でございますので、議事録としてございますので、議員の皆様方に供することについては何ら問題ないかというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） ちょっと1点だけお聞きします。

この給食センターを今度新しく造るわけですが、この建てる所がだいたい中心的部分だと思えるわけですが、将来的に今の所で、今三つありますけれども、一つに統廃合するという考えとかというのはないのでしょうか、お聞きします。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 第一給食センターが先ほど申しあげましたように、平成12年に竣工して現在に至っている関係から、昭和44年に建てられた第二給食センター、これが一番古い給食センターとして今現在稼働しているわけございまして、それらのことを考えて、第一についてはまだまだこれからも使えるというような観点から第二・第三給食センター、老朽化したこの2施設を統合するというふうに考えておりましたので、さらに一本化ということについては、この後のまた論議をしてみたい、このように考えるところでございます。

○委員長（柴田徹也） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、庶務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、議案第11号の中央小学校北校舎について、その工事の概要についてご説明申し上げます。

中央小学校北校舎改築工事は鉄筋コンクリート2階建て、2,194.53平方メートルで、1年生から3年生の用に供する一般教室12、それと職員室及び多目的室等を建設するものでござ

います。

なお、完成は23年3月を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、議案第11号についてご質疑申し上げます。

私は本会議にちょっと出れなかったものですから詳しい内容は分かりません。ただ、議案としていただいておりますので、これについては平成21年度の主要事業ということの中で、これまで取り組んできたことも含め22年度までに事業として取り組んでいきたいことについては承知をしている一人でございます。今、ご説明いただきましたが、継続事業ということで22年の3月完成ということでございます。1年生から3年生まで並びに職員の方々、多目的という教室ができるわけであります。

そこで、今回一般競争入札については本会議でも議論があったというように伺っておりますが、この3億7,149万円ということにつきましては当然継続事業ですから、これについては予算の配分というのがあるかと思えます。したがって、21年度については財源としてはどういう財源をどう使うのか。それから、22年度についてはどういう財源をどういうふうに使っていくのかどうかというお考えがなければいけないのかなというふうに思いますが、ただ、入札と考え方、要するに最低価格というのがありますから、予定価格というのがありますので、お考えになっていたことが結果的にこれで契約しようということですから、大まかで結構ですから、21年度が何割で財源はこういうふうに使います。22年度は大まかにこれで財源はこういうふうに使いますということでご説明をいただければと思うのが、まず1点であります。

それから、全体の事業内容ということで手元に平成21年度の一般会計予算としての主要事業の一覧表、私、持っておりますけれども、その16ページに10款の教育費ということで事業の内容が載っております。ここでは、校舎の耐久性、老朽化の改善を図るという、さらに安全で安心な教育環境を整えるための北校舎を改築するというのが目的であって、事業期間がこれは平成20年度から22年度、総事業費が7億4,499万7,000円、事業の内容が20年度までに行われるということにうたっているのが耐力度調査、実施設計、耐震診断、それから、21年度以降については仮設校舎の借り上げ、これは21年から22年、北校舎の解体が平成21年、



北校舎の改築が先ほど申しあげました21年から22年、こういうふうなことで全体の事業内容が締めくくってあるわけです。本年度については仮設の校舎の借り上げ、それから、北校舎の解体工事、北校舎の改築工事、施工についての管理委託ということで事業内容が載っておりますけれども、これまでに20年度までにやってこなければいけなかったことについては完全に終わっているのでしょうか。それから、これから取り組むことについて、これが今回の予算が、今回の工事請負契約の締結終わった後にどの辺までやろうというお考えなのかどうか、この辺につきましてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

工事でございますけれども、本年度と来年度の2か年で、本年度が4割、来年度が6割というような配分をもって実施する予定でございます。これは本体工事の契約で現在、ご審議をちょうだいしているところでございまして、これが議決をちょうだいいただければ、次に電気の工事と設備の工事が予定されてございまして、それをすべて合わせますと、先ほど委員おっしゃいました額になるわけでございまして、その入札、契約の額にもよりますけれども、いわゆる国の補助金が本年度、来年度で予定しておりますけれども、今年は3,569万6,000円という額でございまして、その後、残っている二つの工事もその対象になっておりますので、そういったものを含めて本年度精査をして多ければ少なくしていくし、そうでなければ、何と申しますか、補助金の減額ということはありませんけれども、それに見合う額に合わせていくということになるかと思っております。

この工事をもって中央小学校の北校舎につきましては、あと二つの入札がございまして、それによってすべて工事を終了したいという予定で考えております。当然来年度もあるわけでございまして、あと仮設等、あと解体も終わっておりますので、あと二つの工事の契約を結ばせていただければ、これですべて終わるという認識でおります。

したがって、先ほど1番でお答えしました国費、国の補助金の関係、あるいは市債の関係等については、その契約の額によっても精査をしていくと、そのように考えます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 概略分かりました。

それで、先ほど補正で繰越明許のことについて議論しましたよね。当然これはまたがる事

業で、しかも、申しあげましたように事業費組んでございますよね。要は当初予算では2億8,043万5,000円、このうち国庫支出金が3,569万6,000円と地方債で1億8,560万円、一般財源で5,919万9,000円ということで2億8,000万円余りの予算計上してあります。これもこの契約が交わされれば、一つは終わりましたよね。今度、電気と設備になっている。当然仮設工事とかということも入っていますので、当然に繰越明許しなければいけない事態に発生してきますよね、3月には、という考えが立つんですけども、その辺は今現在どのようにお考えなんですか。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答えを申し上げます。

先ほども繰越明許の時点でお話をちょうだいしましたけれども、中央小学校は大丈夫なのかというご質問だと思いますけれども、仮に今回の議会でご決定をいただけるとすれば残り4か月の中で4割の事業をどうにかやっていけるのではないかとということで、本年度割り当てた分につきましては執行をしていけると、そのように現在考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 補正予算にちょっと戻りますね、関係がありますから。片一方では、そのまま事業も行うけれども、契約が交わされなければいけない事態はあるので、それについてはあらかじめ見込まなくちゃいけないんで、あらかじめ繰越明許費にしました。今回は4割ということは今お話がありましたから、これは当然予定としてはやらなくちゃいけないんですけども、契約等も入っていますよね。そうすると、今回予算組みしたものについて終わらないという事態も発生しますから、当然繰越明許費になってもおかしくないのかなというふうにするんですよ。そうすると、ちぐはぐなことが片一方ではあらかじめ、普通はだいたい私は3月に繰越明許費が出ても通常おかしくないのかなと思っているんですけども、今回はこの議案については当初予算について組み込まれたものの予算のうち、契約について締結をしたいという工事の内容が書かれていますけれども、そういったバランスが本当にとれるかどうか。財政課長はきょうおいででございますので、もしもご答弁ならなければ財政課長のほうからご答弁いただければありがたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 中央小学校の工事に関しましては、たしか債務負担行為組んであつ

たと思うんですね。それですので、これは全く問題がないと思います。来年度予算で、その来年度の分だけを措置すればそれで済む話だと思います。繰り越しとは違うものだと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 了解をいたしました。そういう答弁が必要ですよね。はい、ありがとうございました。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

---

#### 議案の採決

○委員長（柴田徹也） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の……

（「その他の……」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 終わってから所管事項の報告でやります。

じゃ、もう一度言います。

議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 賛成多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

#### 所管事項の報告

○委員長(柴田徹也) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

健康管理課長。

○健康管理課長(小長谷 博) それでは、お手元にウグイス色のチラシがお配りされているかと思いますが、色が違うのがありますかね、水色っぽいウグイス色ですが、実はこれは11日の朝刊にチラシとして配布させていただいたわけですが、常任委員会、あとになって申し訳ないんですが、このチラシの内容についてちょっとご説明いたしますけれども、これは文面に書いてございますけれども、「インフルエンザ警報」が発令されて

おりますが、その以前からも旭市でもかなり新型インフルエンザ等ということで、中央病院が夜間とか救急が非常に混雑して何時間待ちだというような状況がありまして、中央病院のほうで旭市医師会に夜間・休日の診療のお願いできないかということでお願いしたそうです。それで医師会のほうで理事会等はかって、お受けできるということになったということで、急遽、チラシの印刷を健康管理課のほうでやっていただきたいという話が医師会からございましたので、急ぎで月曜日に印刷して業者に渡したんですが、どんなに早くても火曜日には整理して水曜日の朝刊でなければもう間に合わない、それが一番早いということでしたので、そういうことでそういう事情もございまして、チラシの配布ということになりました。

旭市医師会としては当番医、ふだんは中央病院があるということで夜間・休日診療は行っておりませんでしたので、ここにございますように最終は12月19日、要請は6週間ということでお受けしたということで、取りあえず12月19日まで旭市の医師会で臨時診療を開設するという内容でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） 千葉国体のリハーサル大会として全日本卓球選手権大会団体の部を、10月の16日から18日まで3日間、総合体育館で実施しましたが、議員の皆さん方にも開会式においでいただきましてありがとうございました。

大会は大勢のボランティアの皆さんに支えられまして無事終了することができました。大会期間中、選手、役員など競技関係者を含めまして観客4,500人が入場してくれました。また、旭市を訪れ合同配宿を利用した宿泊者は約400人、それから、駐車場はピーク時で約400台の駐車ございました。

リハーサル大会を行った結果、大会の運営面においては各部署への職員の配置時間や配置人員の問題、それから、各係官の連絡機能不足、また体育館内の選手と一般観客の流れ、動線の再検討の必要性、また混雑時の対応、それと新型インフルエンザの発生対策、それから、仮設テントの不足などを含めてさまざまな課題も見えてまいりました。

競技運営面においては、今後、県卓球連盟と協議の場を設け、課題の洗い出しを行います。リハーサル大会での情報、反省点を踏まえまして、来年の本大会に向けて万全を期すよう準備を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（柴田徹也） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことが

ありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 先ほどの神子委員の質問に対しまして教育費のところでは庶務課長の説明によりますと、学校の改築事業は赤道の問題とか6名の地権者、これ矢指小は何か赤道の問題、第一中学校は6名の地権者、そういういろいろなこう問題点が生じてきまして、計画どおり事業が進まない、これは何か調査不足がいろいろあったかなと感じますし、またそういう調査不足がいっぱいあるということは、飯岡中なんかはもうこれまでに何かかなりの調査不足があったのかなと自分感じまして、非常に不安を覚えております。こういう部分は旧町時代に15年度から学校建設、また設計に関して、また設計予算もお金も使われていますし、また議会全員協議会でも何の意見もなく計画が承認されています。また新市にも引き継がれています。こういう経緯がどうやって移転建設になったのか、その部分の説明をお願いしたいと思えます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 飯岡中の移転の建設になった経緯でございますけれども、現在の基本計画がございます。これが19年から23年までということになっておりますけれども、その計画を策定するにあたり調査表等を今、見ると、用地の購入費等を見積もってございますので、既に現在の計画は現在の飯岡中の道路を間に挟んで東西に分かれている状況だとか、海に近いだとかという理由から、あの飯岡中を改築しようとするときは移転でいこうということが現在の総合計画の中の前期の基本計画にうたわれているように考えております。したがって、それが本市にとっては最高の計画でございまして、それを忠実に実行していきたい、そんなことで現在は進めていると、そのように考えております。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） これ15年度にできて19年度にそういうふうに変更に、移転建設になった。それまでの経緯を聞いているわけです。全然答弁になっていないでしょうよ。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 旧飯岡町の時代の、これはすべてじゃないんですけれども、私の手元にある資料を見させていただくと、いわゆる基本設計はしてありまして、15年ですかね、されておりまして、その後16年ですかね、実施設計もされているように思います。ただ、いわゆるそれぞれの市町村から千葉県なり国への改築の要望を毎年するわけでございますけれども、飯岡町からは平成17年の4月かな、6月かな、旧飯岡町の時代においてはそういった

要望もなされているようには見受けられないということである……

(発言する人あり)

○庶務課長（浪川敏夫）　そういうことで、いわゆる合併協議会への引き継ぎ事項についても教育部会長に、要するに設計書はありますという書き方はされておりますけれども、具体的にこれを申請中であるとか要望中であるとか、あるいは早急に建設、何年までにお願したいという、そういった細かいところまでは入っていないという事実でございます、でも老朽化していることには違いございませんので、当然に新市になって教育委員会としても検討して、いわゆる矢指小だとか中央小だとか、古い所がございますので、そういった所とどちらが古いかということでもって22年、23年度に建設しようと、そういったことに決まったような状況だと思います。

○委員長（柴田徹也）　向後委員。

○委員（向後悦世）　では、それは結局、合併協議会で申し送られなかったということに庶務課長は答えているということですか、新市に引き継がれなかったと。

それともう1点、これね、飯岡町の古参議員、林正一郎議員もおととい、「飯岡中は合併しなかったら平成19年にはでき上がっていたんだよ」と。隣の休憩室で語っていましたが、海上中とこれね、ほとんど同時進行して、海上中のほうが事業採択になるのが若干こう早かったんで、県のほうで1回に同じ地域に二つの予算を盛り込むのは何かちょっと県のほうも財政上ちょっと難しいというようなことを聞いていまして、何かちょっと1年待ってくれないかと。ということはもうそういう部分、学校建設、ちゃんと採択になっていたということなんです、もうそういう話がついていたわけですから。何か庶務課長の説明聞くと、何か全然そういう説明もないし、ちょっと何か職務怠慢じゃないかなというような部分感じますね。もっとちゃんとしっかり何か実態を説明してくださいよ。

○委員長（柴田徹也）　庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫）　ただいまの海上中学校と飯岡中学校が競合してというお話でございますけれども、その合併の先ほど私が申し上げました、引き継ぎ書の中には海上中は申請済みでもってこのように進んでということで引き継ぎがされております。一方は、飯岡中につきまして採択がされていたという現在のお話でございますけれども、私はただいまそういったことについては承知はしておりません。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也）　向後委員。

○委員（向後悦世）　じゃあ、お尋ねしますけれども、今こう、飯中移転建設計画で進んでますけれども、最初の建設場所が何で駄目になったのか。また、第2候補地が何で駄目になったのか。また、第3候補地はちゃんと建設計画どおり進む可能性があるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也）　庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫）　先ほど私も申しあげました基本設計なり実施設計がされていて、その場所につきましては、現在の学校の敷地にということで承知しております。その後の今の第2候補地、第3候補地という所が、ちょっと私は承知してないといえますか、現在の場所については、現在市が予定している所は、常々お話しさせていただいている所でございます、それ以外の場所を候補にしたということについてはちょっと承知いたしておりません。

○委員長（柴田徹也）　向後委員。

○委員（向後悦世）　仮にももとの飯中のほうに建設するとしたら、第1候補地でも仮にいいですよ。そしたらまた移転建設の話、切り替えて、またそういう建設計画の中で最初、当初計画は三川西部の非農用地をこしらえて、市が4町歩買収するからと、それでもって萩園町内寄りでしたよね。それが地権者の同意が得られないから三川西部の土地改良区から除外しようとして除外したわけですよ。結局町の計画が進む、こうどういふわけか順調に進まない。また地権者もそういう同意が得られない。また土地改良区もそのままの進行の仕方では同意率が下がっちゃってまともになっちゃう。だから、それを三川西部の土地改良区からも外したわけですよ。何でそんなような場所に旭市が学校建設しようとしたのか。そういう疑問もあります。また第2学校建設予定地、これはどっちかといったら北側、バイパス寄りのほう、これは4町歩予定しました。これも三川西部の土地改良区が事業採択に待ってたんでは学校建設が間に合わない。それじゃ、しょうがないから今度はふれあいスポーツ公園を1万5,000平米つぶして、そこに学校建設しようとして、何だかんだ4転しているわけですよ、今現在、話が。その部分をちゃんと説明してくださいよ。

○委員長（柴田徹也）　庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫）　ただいまの向後委員のお話ですと、何と申しますか、ふれあい公園の西側のほうにというお話があったとか、あるいはバイパスのほうにあったとか、大変申し訳ないんですけども、私のところでの用地については現在、私が皆さんにお話をさせていただいている所からしか承知はいたしていませんので、場合によっては農林サイドでそのようなお話があったのかどうかは分かりませんが、現在私が皆さんにお話をしている



ところからしか私のところでは承知いたしておりません。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 庶務課長、それでは全く職務怠慢です。こういう計画が全然過去のことは分からない。知らぬ存ぜぬでは、子どもらだっただけかわいそうです。19年度には飯中がもうできていたと。そういうことなんで、やはり何か一番老朽化した生徒が何よりかわいそうです。やはり同じ旭市民であるならば、何よりも公平が大事だと思うし、また今、建設しようとしていた所がちゃんとこう計画年度に着工できるのかどうか、こういう答弁にも何一つ答えられない。ちゃんと答弁くださいよ。

○委員長（柴田徹也） この飯岡中学校の建設に当たって、その場所をどうするか、まだ納得をされていないという方もいらっしゃるようでございます。今後のこの飯岡中学校の改修工事はどういった順序で進んでいくのか、その流れをちょっと庶務課長、説明していただけますか。まだこれ正式にその場所に決まったわけじゃないんでしょう。

はい、どうぞ、庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 場所につきましては、現在、予算に設計書を組まさせていただいてありまして、3月にその場所については相当議論をさせていただいたと記憶しておりまして、その上でのご決定をちょうだいしたと私どもは考えております。したがって、場所については、いつか委員会の皆さんにもおいでいただきました場所、そこへ建設をするというもとに現在の設計予算は計上されています。したがって、土地改良事業がこのまま採択をされていくとすれば、そこに建設を予定すると、そういったことで考えております。

○委員長（柴田徹也） というものを踏まえまして、向後委員、どうぞ。

○委員（向後悦世） じゃ、市長はおとといの私の一般質問で、「まだ学校建設は市民の皆さんの理解を得ない限り進めません」と答弁しています。これ最終責任者の市長が決定したことに課長は逆らって建設するんですか。

それともう一つ、この三川西部の土地改良区、平成22年度に土地改良区が事業採択になると課長説明しましたがけれども、これ22年の何月に事業採択になるんですか、お尋ねします。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 1点目の要するに市長が建設しないと言っているのに課長が建設することについてはどうかと、これは……

（「市長は市民の皆さんの理解を得ない限り建設しないと言ったんで

す」の声あり)

○庶務課長（浪川敏夫） 分かりました。

（「建設しないとは言っていない」の声あり）

○庶務課長（浪川敏夫） それは私も市長のそういったご意向は尊重を当然にしなければならない立場でございまして、それはそれに従うというところでございますけれども、私が先ほどお話ししたことにつきましては、議会で予算が承認されない限り使えないということがございまして、3月議会でその設計、移転に伴う設計の予算をご承認いただいたというお話をさせていただきました。その後の後段につきましては、当然に市長が執行者でございますので、それには当然従っていかなければならない、そのように考えております。

それと、事業の、いわゆる土地改良事業の採択が22年の4月ということは、私も農水産課の担当等からお聞きをしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） じゃ、これもし22年の4月、もう約半年足らずです。これ事業採択にならなかった場合、学校建設予算や何かどうするんですか。お尋ねします。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） まさしくそのところで現在、その見きわめの注視しているところでございます。現在予算はちょうどいしてあるんですけれども、その採択が確実なものかどうかを見きわめ、設計を委託するということが本年度の作業でございます。したがって、その辺を農水産課の意向をちょうどいたり、場合によっては千葉県等のお話もちょうどいたりしながら、最終決定は教育長もおりますし、市長とも相談してその事業の進行といえますか、委託等についてご判断をいただいと、そのようなことでございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） じゃ、これ仮に、仮ですよ。22年の4月に事業採択になったら屋内運動場等々はいつ着工できるようになりますか、これ、答弁願います。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 屋内運動場……

（「三川西部の非農用地の屋内運動場、建設計画に載っているんじゃないですか」の声あり）

○庶務課長（浪川敏夫） それは24年に計画をしたいということで、この前も委員会等でもお

話しをさせていただいたと思います。いわゆる現在の計画は22・23年でスポーツ公園に校舎、屋内運動場等を建設し、24年度にグラウンド、屋外の運動場を、今、向後委員おっしゃる非農用地へ建設して終えたいと、そんな考えでずっと3月から説明をさせてきていただいております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） そうすると、三川西部の非農用地をもう取得できるように思っていますけれども、これ児童数とか、そういう関係上で面積出さなかったって、これ制約がありますね。そういう調査しましたか。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） おっしゃるとおりでございます。建物、校舎等についても制約とございますか、補助の基準がございます。当然にクラスの児童・生徒数によってこうあるわけでございます。運動場も当然そういうのがあります。それはこれだけはなければならないよという基準が主でございます。あり過ぎだとかということは現在そういったことでなくて、飯岡中の317名の生徒でその面積は多いのか少ないのかという、最低限の面積は確保できておりますので、あとはいろいろな部活に使うものの設置をしたりという面積に合う面積は確保していきたいということで、約3ヘクタールの屋外運動場の面積をお願いしているという、そんなところでございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 今までの計画がもう4転もしているような中で、これがまた計画どおりとても進むとは自分思えないんで、もしその計画が進まなかった場合、どうしますか。

（発言する人あり）

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 我々もそれが一番心配するところでございますけれども、予定どおりに建設できることを期待しながら日々努力をしているところでございます。

○委員長（柴田徹也） 先ほどから堂々めぐりになっておりますが、庶務課で……

○委員（向後悦世） 委員長、これは堂々めぐりじゃないですよ。根本から進めていかなければ、この話はもう4転も5転もしているから時間かかるんですよ。こんな平成19年度に学校が完成できてたものが、子どもらが何よりかわいそうなんですよ。そしてまた、何年先に学校建設ができないものを……

○委員長（柴田徹也） 今そのために今、進めているわけですから、ですから、これから先に起こってくることを逐次委員会に報告をいただきながら協議して進めたいと思うんですが、それでも納得いただけませんかでしょうか。

○委員（向後悦世） 今の私の質問に教えてください。

○委員長（柴田徹也） そうですか。それでは、庶務課長、今の何か質問に答えてほしいと。庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 向後委員おっしゃるとおり、我々も児童・生徒の学習環境の整備、それが第一でございまして、事業を進めております。したがって、飯岡中学だけ遅くするとか、そういった考えは毛頭ございません。ただ、古い学校から早目とか、そういったことは当然にあります。ありますけれども、飯岡中をあえて遅くするとか、そういった考えがあつてやっているわけではございませんで、そういった見方をされるということは非常に残念でございますけれども、今後とも今まで以上にその児童・生徒のための教育施設の充実、それに向けて邁進したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 私、話を聞いていると、本当に何か児童のいろいろな条件を整えてあげたいな、また、ちゃんと恵まれた施設でこう教育をしてあげたいなということがすごく欠乏しているように感じて非常に残念であります。

やはり地元たちの人から一番聞こえてくるのは、「何でそんなに時間がかかるような作業するんだよ。そんだったら第二運動場に建設すれば校舎も壊さなくて、十分な面積もあるよ」と。地元のそれこそ区長さんや何かにも、歴代区長さんにも一言の話もないと。どこでそうやって移転計画ができちゃったり、また子どもらを、こんな何か危険校舎に勉学を学ばせたり、言葉とは何か全く裏腹に自分感じます。

やる手だては、いろいろな議論交わせればいっぱいあるわけじゃないですか。何で話がそんなっちゃうんですか。私これが言いたいんですよ。本当に子どもたちのことを思うなら、第二運動場、あんなに広くて空いてんじゃないですか。プールだって壊せば浜富士跡地のほうにだってつながりますよ。プールだって使っていないわけでしょ、あれ。双葉町だつたつたつて、だいぶ空いています。あれちょっと小ざれいに建てて寄せたら物すごい敷地になります。何でそういう議論がなかったのかな、地元にも何にも議論なし、議会にも話しなし。もっとちゃんといろいろな議論を交わして進めていただきたいと思います。一番かわいそうなのは

子どもたちです。どう考えますか。

○委員長（柴田徹也） 向後委員に申し上げます。いろいろ考え方はあろうかと思いますが、よりよい建設のためにこの検討委員会を立ち上げて、その中の流れでこういうように決まってきたんじゃないかと思います。全く検討しなかったわけじゃないと思うんですよ。その辺はちょっと言葉が……

○委員（向後悦世） 委員長、いいですか。

○委員長（柴田徹也） はい。

○委員（向後悦世） この検討委員会立ち上がったのは、もう合併してだいぶ後ですよ。何年だと思っているんですか。

○委員長（柴田徹也） 何ですか。

○委員（向後悦世） 検討委員会は何年にできたと思っているんですか。ずっとその間の説明どうするんですか、じゃあ。

○委員長（柴田徹也） その合併前からの流れで決まらなかったものが、それもまた時代の流れで変わってきたんじゃないかと思うんですよ。

○委員（向後悦世） 庶務課長、説明してあげてください。委員長ね、検討委員会がいつ立ち上がったのかもすら分かんないみたいです。

○委員長（柴田徹也） この問題についてはちょっと教育長もおいでですから、どうでしょうか、その辺のお考えがあればちょっと承りたいと思いますが。

○教育長（夢田哲雄） それは、平成、今からいえば、去年の10月ごろに、きのうもちょっとお話をしましたけれども、18年にまずはその当時のPTAの役員と海上中学校の、工事中でありましたけれども、それを見に行きました。そして、そのままにそのときも要望は出したんですけれども、ちょっとそのままになっておりましたので、やはり退職前といいますか、自分のことで申し訳ないんですけれども、その前にやはりもう少し見通しを立てたいということがありまして、教育委員会と相談をして私の一人の、あるいはPTAだけの意見ではなくて、もう少し多くの人のご意見を伺いながら、地元の意見として要望したほうがいだろうというようなご示唆をいただきましたので、そして10月に建設委員会を立ち上げました。

そして、そのときに私としてはやはり向後委員に叱られますけれども、これからせつかく建てるならば、子どもたちのために10年、20年ね、もっともっと使うものですので、やはり50年、60年使っていくものですので、長い目に立って、あの場所というのはこだわりがあるかと思いますが、私ももちろん飯岡中学校卒業生ですので、あの校舎で育ったわけで

すから、あそこからというようなこともありまして、この場所ではなくて、この場所はいろいろ300人の子どもたちがいれば、その間にいろいろこう生活をしていくわけでありまして、本当に血気盛んな子どもたちがあそこで1年でも2年でもいて、運動場がなくて生活するのがどうだろうか。そしてまたあの場で、場所でこだわっていると、あそこで実際に交通事故があった。幸い私の場合にはなかったんですけども、過去にはあの場で次の運動場に行くときに交通事故に遭ったとかというような事故もありますので、そういうようないろいろな観点から、ほかにどこかいい場所がないだろうかというようなことをお話をし、そして建設委員の皆さんも、それはそうだなということで納得をしていただきました。

そして、そういうふうに納得をしていただきましたので、2回目の建設委員会では一番身近にでき上がりました海上中学校を、じゃ、みんなで見に行こうじゃないか。これから新しく学校造るのには新しい学校を見るのが一番いいだろうということで、飯岡荘にみんなで集まりまして、そこからそれぞれ海上中学校に行って、教育委員会の許可をもらって、そしてまた要綱といたしますか、それをもらいながら海上中学校を視察をさせていただきました。あれだけの場所で本当にすばらしい環境でありますので、感激をして帰ってきたところで、そしてその帰りに、じゃ、どこにしようかというようなことでちょうどあの何ですか農免道路といたしますか、あの農道といたしますか、昔の、飯岡支所のあの通りを車で帰ったわけでありまして、そして、じゃこの辺はというようなことで、そのときに飯岡支所の西側ですか、あそこが、ここがいいじゃないかということで新しく土地を買うのもあれだろうからということで、そういうようなご意見をいただきまして、それで取りあえずは了承をもらいましたので、じゃ、ここでということであそこを使わせてもらいながら要望書を作りまして、市のほうに提出をしました。

そして、それが10月の2回目が見終わってから出しましたので、そしてそのままに、回答といたしますか、またご意見をもらったのが11月ぐらいでしょうかね。それちょっと記憶に今ないんですけども、ちょっとあのままの公園をつぶしてはできないというようなこと、全面、全部を使ってあそこに校舎を造るのはちょっと難しいかもしれないというようなことがありましたので、今、使っている人だとか、そういうようないろいろなことをこう考えると、じゃ半分の北側を使って、取りあえずそこに校舎を造ろうじゃないかというようなことがありました。そういうような教育委員会の指導がありましたので、そこで今度は建設委員会へ、またもう一度、一たんそういう要望書を出しましたので、もう一度集めるのはいろいろな事情等がありますので、どうかということで、じゃ、文書でここに今、候補地はこういうふう

にきているけれども、どうだろうかというようなことで文書を出しまして、そしてA案、B案、C案というようなのが教育委員会から回ってきましたので、そこで我々としては今まで進めてきたのでいきますとB案がいいということで文書を出しました。そして、ご意見があればということで文書を出しましたので、その後、建設委員の皆さんからは特に異論のご意見もなかったもので、このままにして教育委員会にこのままでいいでしょうということで、これまでの線をお願いしますということですが、3月の末にもう一度今度はやはりあそこはふれあい公園であるから使うのはまずいだろうということでご意見がありました。そして再度、建設委員会、今度は文書では済みませんので、反対意見でもありますので、お集りをいただきまして、そして教育委員会に来てもらいまして、そこでご説明を受け、そしてその建設委員会のメンバーについては、やはり分かったということでB案を採択したといえますか、B案で、じゃ、お願いしますということになりました。そういうことで教育委員会にもう一度、3月の末ですか、B案でということで、そういうことで進めてまいったわけです。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 教育長、ありがとうございます。急に振りまして、申し訳ございませんでした。

教育長から今までの流れをご説明いただきました。じゃ、それを踏まえて、向後委員。

○委員（向後悦世） 今、教育長から説明いただきました。全然説明になってません。建設委員会が立ち上がったのは最初の候補地が壊れてからでございます。なぜそうやって経緯をちゃんと説明しないんですか。

一番最初の候補地はふれあいスポーツ公園の萩園町内寄りの4町歩でした。それが壊れてから建設委員会が立ち上がったんです。何だ、そんなのはって、この事実は隠せません。もっと真剣に取り組んでもらなきゃ困ります。

○委員長（柴田徹也） 教育長。

○教育長（夢田哲雄） 先ほども言いましたように、私の知っている範囲で今、お答えをしたところでありまして、その萩園の、何でしょうかね、西のほうですか、そういうことについては私のほうとしては場所を決めるわけでありませんので、要望としてあくまでも……

（「私は西のほうと言った覚えはありません」の声あり）

○教育長（夢田哲雄） いえちょっと、ですから、私もよく聞き取れなかったところもありましたので、それは失礼しました。そういう以前の経緯については本当に分かりませんで、私が知っている範囲でお答えをしているところでもありますので、どうぞよろしくをお願いします。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） そういう大事な経緯が知らないでこのうと何かこう、ここだけしか知りませんというのは、教育長、職務怠慢ですよ。

○委員長（柴田徹也） ちょっと向後委員に申し上げます。ちょっと言葉が強いようです。その私よく分かりませけれども、その案というのはまだ表立った案じゃなかったんじゃないんですか。ほんの一部の方の話じゃなかったんですか。

○委員（向後悦世） それはちゃんともう動き出しました。それが壊れちゃってから学校建設検討委員会が立ち上がりました、どういうわけか。

○委員長（柴田徹也） これどういたしましょうか。

○委員（向後悦世） そういう部分ちゃんと説明してください、教育長。

○委員長（柴田徹也） ちょっといいですか。進行について今、神子委員からございます。  
神子委員。

○委員（神子 功） 今、報告事項の中で議論がありました。これは一般質問でやられてもいいような内容でもありますし、また別のところで議論してもいい内容、要はオープンに話をしなければいけないことというふうに私は認識しております。

一番の問題は何かということを決める必要があると思うんですね。要は建設の検討委員会というのはこれは私的で、誰がどういうふうなことで委員会を作ったかというのは、行政からして見た場合に、あくまでも参考にするのかどうかというのがあれば、これはあくまでも参考であってですね、決定ではないということが一つ。教育委員会のほうで指示をしたのであれば、これはあくまでも教育委員会としての指示ですから、それを受けて今後どうするかということについては、それを基に煮詰める必要がある。どういった問題点があるのかどうか。問題点はないのか。無理があるのかないのかということで、誰が議論したかということをごっちに置いといてもですね、そういったすり合わせが必要であったんではなかったかというふうに思うわけです。ところが、この件については私も途中から文教福祉の委員になりましたけれども、細かいことについては委員の皆さんにも承知されてなかったんじゃないかというのが一つあります。

それで、今、私なりに問題点を考えますと、この問題は子どもたちということ考えた場合に、一番危険性があるのは議論の中ではですね、横断するのに今、屋外運動場と校舎で事故があるからという問題も聞いております、一つに。じゃ、それを問題解決するために、事故が本当に多発してきたのかどうか。これも検証する必要があるんじゃないかと。それが検



証できれば、今の土地で飯岡荘の裏の屋外運動場のところを野球場も含めて校舎を整備しながらやるということについては、これは海上中は全部移転しましたけれども、旭二中は同じ場所で同じように、場所が狭いということで反論したって、これ旭ではケースがあるわけですね。ケース2なんで、二つあるわけです。

そういう交通安全の問題と、それから、今度は場所の問題。じゃ、そこが駄目だというふうに位置づけた場合に、今の問題が浮上してきました。何でそれが浮上してきたかというのは、あそこがいいだろうと。誰がいいだろうということの結論的には教育委員会が方向づけを確認して、これでいきましょうと、議会で予算を通しましょうという流れでしょうけれども、人の土地、まだ決まっていない土地をあそこで設計をこういうふうにしましょうとしたものが、もしも仮に人の土地が購入できなかったり、人の土地を当てにしていたことができなかったときに、じゃ、どうするんですかと、もう片一方の所については議論をされてますかということも、やはりこの委員会の中では議論をする余地があるんじゃないかなと。予算は予算でこれ通りましたよ。しかし、具体的にするときには、さっきの繰越明許じゃありませんけれども、そういった事例が発生している以上は、しかも、人の土地で、まだ22年の4月云々と言われてはいますが、それは本当に進行形の中ではっきりできるのかできないのかということにもかかわらず、人の土地を学校用地の子どもたちのために用を供するということが本当にいいのかどうかということについては、もっともっと議論するべきだと思うんです。だから、予算については今から残ってもいいんじゃないですか。それはもう恥をかいでも、お互いにいいと思うんですよ。ただ、子どもたちがよくなってほしいという願いであれば、その辺のところのコンセンサスというのはあってもいいんじゃないかなという、きょうは報告事項でございますから、そういったことで問題点をどんどん詰めていけば方向づけはできると思うんですけれども、委員長、いかがでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 所管事項の報告ですが、時間も経過しております。2時半まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時32分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事項の報告を続けます。

向後委員。

○委員（向後悦世）　じゃ、学校建設の経緯は教育長もそういう、何年だっけ、20年ころからのお話以前のことは分からないということなんで、またよく資料等を調べていただいて、また自分もともに勉強しながら、きょうは何か分かんないような方、あまりお互いに分かんないところを言えといっても、これ無理な、話がちょっと難しくなるかと思いますので、ともかくもう自分は、子どもたちがそういう危険校舎で勉強するのは非常にかわいそうだなと。なるだけ早くこう校舎建てて、いい環境で勉強してほしいなという一心から質問させてもらったし、またそういう手だてがやはりこうこっちが駄目ならこっち、こっちが駄目で、「すぐ隣に建ててれば、近くに何かすばらしい場所があったじゃないか」と市民もこう言っているわけですよ。そういうことにもっと耳を傾けて、また市長も何かそういう「市民の気持ち尊重する」と、おとといの私の一般質問で答えているわけじゃないですか。やはりそういう市長のもとにこう手足となってスタッフの皆さん頑張っていたいただきたいと思しますので、ひとつよろしくをお願いします。きょうはこれで質問を終わります。

○委員長（柴田徹也）　ご苦労さまでございました。

これ所管事項の報告に対するお聞きしたいことということで聞いていただいたんですが、これは大事なことだと思ってどんどん意見を出していただきました。結論が出る問題ではないと思いますが、どうぞこれだけ問題点を多く含んでいる件もあると思います。どうぞ、その点を十分踏まえていただいて、今後の執行に当たってはくれぐれも慎重に物事を進めていただきたいと思います。

それでは、ほかにお聞きしたい点ありますでしょうか。

（「その他ですか」の声あり）

○委員長（柴田徹也）　そうです。

景山委員、どうぞ。

○委員（景山岩三郎）　どうもご苦労さまです。

教育長、先日の一般質問で神子議員が「教育は旭から発信するんだ」と、大変いいお話を聞きまして、ぜひ教育長のもとですばらしい教育が旭市から発信できるように、ひとつ十分にふんどしを締めて頑張ってもらいたいんです。やはり一先生によって、その子の人生が変わる場合がありますので、そういうことも考えて先生の教育、また先生はこれ子どもの教育ですから、ひとつ頑張ってください。お願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 景山委員には激励をいただきました。どうもありがとうございました。

ほかにお聞きしたい点ございますでしょうか。

神子委員。

○委員（神子 功） 何かお疲れのところ、本当に大変申し訳ありません。何か予定では、きっと午前中に終わったと思うんですけれども、大変委員の一人として申し訳なく思っております。

お疲れのところ大変恐縮なんですけど、今回の補正の関係でも申し上げましたけれども、特に平成21年度については17事業が繰り越しがあったということで、冒頭に申し上げましたけれども、その事業の中で民生費と教育費にかかわる事業が合わせて4件ありますね。

一つは、若干矢指小の問題触れましたけれども、中央小学校におきましては7月ごろ完成予定ということで、建築確認申請に基づくものが一つありました。これはもう終わっていると思っております。これ報告があったかと思えますけれども、そういったこととか、矢指小に関係するものにつきましては、用地の補償費という交渉によって不測の事態が発生したということで、これが事業の完了は12月の予定となっておりますので、これがどうであったのかどうか。さっきは別の件で聞きましたけれども、繰越明許費の20年度分ということで、その事業の完了は12月予定というふうに6月の定例会のときに、たしかお話があったと思えますので、これがどうかということが一つですね。

それから、もう一つは、旭二中の関係で7,102万2,000円の用地の拡張工事、これに伴っての屋内運動場の部室等、屋内運動場、部室等の位置が定まらなかったということの中での設計の見直しを行ったことによる遅延ということで、今年のこれもやはり事業完了は12月の予定となっておりますので、この経過についてはどうだったのかどうか。この二つについて経過説明を簡単に結構ですから、まず12月だけれども、終わったのか終わらないのか。終わらなければどうなのかということにつきましてお伺いをいたします。

全体的に、ぜひ教育長おられますし、財政課長もおいでですから、お願いしておきますけれども、まず、単年度予算ということで国では2年か3年がいいじゃないかという、これが議論があるような状況がありますけれども、取りあえず一般会計につきましても単年度予算ですから、単年度に計画を組んだものが単年度で終わったのかどうかということで、3月以降、5月に締めて、それで決算をしながら9月に決算の状況をお示するというそういう流れになっていますよね。どうしようもないものについては議論がありますように繰越明許して、どうしようもないものについては繰り越しになって、そういうふうなルールに基づいて

やっています。したがって、どこが基準かという当初予算が基準なんです。ここには主要事業等がいっぱいありますから、それがどのように推移してきたかということについては目標を掲げたわけですから、いつ終わらせようとするのか。そのために入札が必要であれば、いつ入札を行ったほうがいいのかどうかということで、計画を持って年度を終わるといって、それが必要なために途中でどうしようもなければ補正予算ということが手法としてあるわけですね。

そういったことを考えますと、これも我々議会の任期は、もう議員の任期は終わってしまっていますけれども、そういった意味では、まずこの当初予算というのは常に持ち合わせてほしいなど、それによって必ず各担当課のほうでは事業があれば事業の推移を図るわけですから、この事業は3月までにどのような日程で進むのかどうかということは当然作っていかなくちゃいけない、それによって課長さん方はそれを見る。担当者はうまくいくかどうかについて一生懸命努力していくというようなことの中で、補正が組まれたならばそれはここにプラス要素がある、あるいはマイナス要素になるということもあるし、新しくここに加わるというものもありますから、あくまでもこれが基準ですよ。最後にその年度終われば、その結末が出るわけですから、それを検証して9月で決算に向かうと、こういう流れですから、ぜひその9月の、あるいは12月の議会で補正に対して云々ということについては、中にはそこだけの議論の方もいるでしょうけれども、私の場合にはずっと追ってきていますから、そういったことを頭に入れながらやっていただくと非常に分かりやすいし、議員もそういった意味で勉強しながらやっていくという状況がつくれますから、ぜひこれはお願いを、ちょっとくどいようですけれども、新教育長がおられますので、財政課長は特に全体の予算を掌握する方ですから、ぜひお願いしたいなど、これは私からの最後の要望にさせていただきますので、以上、繰越明許費についての20年度分どうなっているかどうか。

それから、一つ、先ほどの報告の中で健康管理課長が言われましたインフルエンザの件、チラシも確かに私も、新聞折り込みで見させてもらいました。ありがとうございます。これはいいんですけれども、今年の場合、特に恐らく健康管理課に一般の市民の方々から季節のインフルエンザ予防をどうしたらいいのかとか、あるいは新型に関するインフルエンザの予防はどうしたらいいのでしょうかという問い合わせが恐らくあったかというふうに思えるわけです。私のところに一つ相談が来たこともあるものですから、報告に基づいて1点だけちょっと今後のこともありますから、ぜひお願いしたいということも含めてちょっとお話しさせていただきます。

それは、お子さんをお持ちの方々には新型インフルエンザということで、もう日本国中蔓延している中で、季節のインフルエンザというのは当然あるわけですよね。ところが、その方は健康管理課のほうに問い合わせた。「インフルエンザ予防をしたいんですけども、どうしたらいいんでしょうか」ということを言ったそうでもあります。そうしたら、答えがこんな答えらしいんですよ。「自分でお調べください」ということが返ってきたらしいんです。これは言ったか言わないか、これは分かりません。しかし、私に電話いただいた方は、要はこういったことだと思えるんですね。インフルエンザの予防を受けたいんですけども、どのようにしたらいいんでしょうか、あるいはどこに相談したらいいんでしょうかという相談だと思えるんですよ。そのときに答えられることについては幾つかあると思います。一番いいのは「健康管理課では扱っておりません。しかし、中央病院をはじめ医師会の病院の中で扱っていると思います」とか、分かれば「扱っています」、したがって、どのようにしたいんですかということを知っていただくと、とにかく予防接種をしたいんだという人がいたならば、自分で調べてくださいということよりも、そしたら今、このチラシがありますように、ここにご相談くださいということができたかできなかったかということで分かれてしまうと思うんです。

私が伺ったのは「自分で調べてください」と、それから、30件も調べたそうです。結果的に大変だったという思いをした市民がいました。このことについて、10月20日、23日ぐらいだと思うんですけども、そういった相談がありました。今までずっとこういうふうにくたというものは、そのことで云々ということできませんので、今回チラシをまいていただくと。これは将来的にも必要ではないかなということで個人的にお伺いしようと思ったんですけども、行き違いというのがありますので、やはり公の場所で確認させてもらいたいということで、きょうまで延ばしてきました。したがって、人間というのは本当に自分の思うように答弁が、話が来ないと、やはりその人、悪く思ってしまうということもありますので、やはり的確な判断のもとに的確にお話をしてあげる。その人の身になって話をしてもらえれば必ず間違いはないと思いますけれども、そういった事例がありましたでしょうか、ちょっと確認します。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 今、健康管理課では季節性のワクチン接種と新型インフルエンザについての問い合わせで、もう電話は鳴りっ放しでございます。委員おっしゃいますように、当初そういう電話がなぜあるかということは、新型が優先順位ということで、まず受

けられない年代の方が、まず高校生以上から65歳までがまずある。小さいお子さんでも小学生でも、まず妊婦、それから、1歳未満、基礎疾患のある方とか、その優先順位がつけられたために、少なくとも季節性インフルエンザなら受けられるだろうという人間の心理が働いたと思うんですけれども、その例年以上に物すごい数の季節性インフルエンザが受けられても、各医療機関もこういうのは今までにないと、ワクチンが足りないということはないというようなことであつたんです。

うちのほうもそういう問い合わせというのは65歳以上に対して1,000円の補助というのはお知らせしておりますけれども、一般の方についての問い合わせってほとんどなかったんですね。任意接種ということもございまして、かかりつけの医院で、今までは医院で接種、小さいお子さんなんかはしていただいていると思いますけれども、去年までだと、それでワクチンが足りていたんで全然問題なく、そういう問い合わせはまずなかったと思うんですが、まずワクチンが足りないということ。ほとんど今現在でも足りないということで、そういうことを踏まえて、うちのほうは全医療機関に、それから在庫の確保とか、それは必ず1週間に一遍でもいいから教えてくださいって連絡しまして、各医療機関の一覧表を作りまして、公表できるかできないかの有無まで全部一覧表作って、職員が電話対応できるようにしました。

最初のもう1週間もたなかったぐらいですね。もう公表されては困る。もううちはありません。もうそういう状況で各医療機関から、市民に情報提供しないでくださいと。医療機関でもやはりかかりつけの方、患者さんを優先したいからということで、一見さんはお断りという対応が医療機関でもやはり言われたそうです。それをやはりうちのほうの健康管理課にももう文句がすごい、病院が何で、「一般市民はインフルエンザかかってもいいのか」、「勝手に死んでもいいのか」というようなたぐいのものから、いっぱい苦情来ています。それについては今、言ったように「申し訳ないけれども、ワクチンがもうないものですから、幾らうちのほうに言われても困ります」と、「あとは次の入る情報は11月の中旬ごろにワクチンが入荷されるという情報も二・三の医院からはいただいております」と、かといっていつ入るか確実にお知らせできません。そういうわけですから「各かかりつけのお医者さんにご自分でご確認していただきたい」と、そういう対応をしたと思います。対象も少ないから、やはりそう言われても、「自分で調べてください」というのが、「自分でかかりつけ医に聞いて確認してください」と言った言葉が、もうやつらは調べないとか、やつらは自分の思いを聞き入れてくれんとか、要するに、うちのほうは何と言われようともお医者さんにもワク

チンがない限り、お医者さんもできないと、そういう状況であります。

新型インフルエンザについても今のところ、ワクチンについては、もうこれが本当に優先順位だけしか来ないので、もっと早くできないのかとかとあって、妊婦についても妊婦はこの辺だと中央病院、旭市では産科がございませんので、それ以外の医院さん聞かれても、お医者さんもそういうことを言ったとか、やはりお医者さんの対応まで全部うちのほうへ今、パニック状態です、実際、いろいろな問題があります。うちのほうは国の優先順位に従ってという説明はしております。しておりますけれども、「おれが死んでも構わないのか」とか、「おまえらそうやって言うのか」とかって、そういうもう電話の対応になっております。

しかし、うちのほうはあくまでも国の基準に従って、ワクチンも市が用意するものではなくて受託医療機関が必要量を地区医師会を通じて、地区医師会が県医師会へ要望を出して、県医師会から県がそれを受けて薬剤の卸売会社へ需給量を発注して、医療機関に優先順位ごとに医療機関にお配りしている、そういう状況でございます。うちのほうの説明としては、そういうふうにやっております。事実もう、今、情報提供はできないというのが現実です。お医者さんからももうお断りされちゃっています。言っちゃあ困る。きのうかおとといですか、干潟内科医院さんも、ちょっとじゃ、うちに入りましたからという情報くれたんです。言ったらもう10分、30分ぐらいですかね、そのぐらいでもうお断りが、「もう知らせないください」と。本当にもう常に皆さん聞いているのか、電話そこら中こうかけまくっているのか分からないんですけども、ちょこっと入ったと言ったら、もう30分かもう1時間たたないぐらいに「もういっぱいです」ってお断りが来ているのが、そういう状態でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 庶務課長、ちょっとお待ちください。すみません。

内容はそうだと思うんです。だけれども、やはり言った言わないとか、これはなかなか難しいんですよね。実際問題、私もインフルエンザの季節の予防接種してもらった所がありましたんで、すぐ電話して確認したら、今年は例年よりもワクチンがないんですということで、「どのように対応されていますか」と言ったら、ワクチンがだいぶ少ないんですということで対応しているみたいですけども、「市役所との連絡調整は」と言ったら、それは何かあんまりやっていないみたいな、そんなニュアンスでした。ですから、恐らく間違いないと思うんですけども、やはり市民は健康管理課は一つですけども、市民はいっぱいですよ。そういうパニックのときにやはりその対応が困るんじゃないかなというふうに思いますので、

私に相談が来た方は、あまりにも「自分で調べてくれ、調べ方が分からない人が調べてくれと言われたけれども、分かんないよね」って、というような苦情が来たもので、これは受け止め方の問題もあるでしょうけれども、そういった事例がありました。

ですから、現状は分かりますけれども、特にインフルエンザというのは全国蔓延していますから、これにかかわらず、あるときに、ある問題が発生した場合に、そのやりとり、どういった方向でいくかということについては打ち合わせはされていると思うんですけれども、やはり一人の同じ人が話をするにしても、やはり違った話し方になってみたり、あるいは違う人が話をしたら全く違ってみたりというおそれが無きにしもあらずですから、その点は今後ぜひ気を配っていただいて誤解がないような取り組みをしていただきたいなということで、ちょっと参考にあったものですから、できれば皆さんに聞いていただいたほうがいいのかなと思って、少し自分で温めておいたことをお許しいただきまして、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。じゃ、庶務課長、お願いします。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、繰越明許、20年から21年への矢指小学校と第二中学校の、矢指小学校につきましては用地購入に伴う上物の補償の件、第二中学校につきましては部室の設置場所の変更に伴う繰り越しということでございまして、矢指小学校も補償について合意が得られまして、補償もすることができましたし、土地の購入もできました。第二中学校の部室につきましても、ほとんど現在でき上がっております、今月中に検査、完成検査ができる予定でございます。

いずれにしても20校の小・中学校でほとんど手を加えない学校が5校程度ほど、15校についてはいろいろな工事を18年からやっているところでございまして、場合によっては有利な財源を、本年度なんかもそうでございますけれども、活用しようということから、無理やりではないんですけれども、いろいろ計画をして予算のご審議をちょうだいして決定をしていただくと、そういったことの繰り返しでございまして、本来もっといろいろな調査等をしてしながらやればいいんですけれども、財源の有利性というものも見逃してはいけないということから、いろいろ事業をやっております。

したがって、こういった繰り越しということも先ほど来ご指摘のとおり、毎年のようにできてしまいますけれども、いずれにしても我々、私ももちろん、うちの職員もみんなそうなんですけれども、児童・生徒の学習環境の改善等のためにその仕事を常々やっているわけございまして、なるべくそういった繰り越し等をなされない、しないような事業の設定等に



努めたいと思いますので、今後ともよろしくご指導をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。

そうしますと、矢指小並びに旭二中のそれぞれ20年度における21年度への繰り越しについては、予定では12月予定、いずれも事業完了予定ということについてはめどが立っているという、要するに12月に終わるなど、めどが立っているということによろしいですね。分かりました。そのことだけ聞かせていただければよかったです。

じゃ、最後に1点だけお伺いいたします。

児童福祉費の子育て応援特別手当給付事業、これは何か本会議か全協か何かでお話をされたというふうに伺っているんですが、私、全協も本会議も欠席しちゃったものですから、その点、国の第二次補正関連で繰り越しをしようということでもいろいろ議論がありましたけれども、これは4,402万4,363円、事業完了は10月ごろというように議論がされてきたところですが、これについてはどのようになったのかどうか、経過も含めてお知らせいただきたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） ただいま委員からお話しありました関係につきましては、市長の政務報告の中に入れさせていただきますのでご報告を申し上げたところでございます。それで、もうすべてこの給付につきましては9月の半ばに終わっております。それで、実際に実績で申し上げますと874世帯、914名でございますけれども、給付総額におきましては3,290万4,000円、これは100%完了をしております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

---

○委員長（柴田徹也） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

長時間にわたりまして大変ご苦勞さまでございました。ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 3時 0分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 柴 田 徹 也